［ ２ ］　品 質 管 理 基 準

１．適　　用

この基準は、福岡県農林水産部（水産林務関係）が発注する土木工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この基準によりがたい場合は、監督員の承諾を得て他の方法によることができる。

２．管理の実施

（１）受注者は、工事施工前に、品質管理計画及び品質管理担当者を定めなければならない。

（２）品質管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な品質管理を行わなければならない。

（３）受注者は、試験等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。

（４）受注者は、試験等の結果をその都度、品質管理表に記録整備し、適切な管理のもと保管し、完成届と同時に提出しなければならない。なお、監督員の要請があれば直ちに提出しなければならない。

３．管理項目及び方法

受注者は、当該工事に使用する材料の品質を管理基準に定める試験項目、試験方法、試験基準により適正に実施し、内容に応じて品質管理図表等を作成するものとする。

品質管理基準の適用は、試験区分で「必須」となっている項目は全面的に実施し、「その他」となっている項目は、設計図書で指定するもの及び監督員が指示するものを実施するものとする。なお、「試験成績表等による確認」に該当する項目は、試験成績書やミルシートによって規定の品質（規格値）を満足しているか確認することができるが、必要に応じて現場検収を実施しなければならない。

４．規格値

受注者は、品質管理基準により測定した各実測（試験、検査）値は、すべて規格値を満足していなければならないものとする。

品質管理基準・規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘　要
セメント・コンクリート	材料試験	必須	配合試験		特記仕様書で指示した場合。 ＪＩＳ指定工場以外の製品を使用する場合。 現場練りコンクリートの場合。		
			塩化物総量 アルカリ 骨材反応対策	「コンクリートの耐久性向上対策」による。	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中１回以上/6 ヶ月及び産地が変わった場合。	「コンクリートの耐久性向上対策」による。	
		その他	骨材の ふるい分け 試験	JIS　A 1102 JIS　A 5005 JIS　A 5001-1～4 JIS　A 5021	工事開始前、工事中１回/月以上及び産地が変わった場合。	設計図書による。	生コン使用の場合は年１回または材料の変化時に建設技術情報センターにおいて施工の前年度以降に実施した試験成績書によりで品質の適合を確認すれぼ施工ごとの試験を省略できる。（注１）
			骨材の密度 及び吸水率 試験	JIS　A 1109 JIS　A 1110 JIS　A 5005 JIS　A 5001-1～4 JIS　A 5021	工事開始前、工事中１回/月以上及び産地が変わった場合。	絶乾密度：2.5 以上 細骨材の吸収率：3.5%以下 粗骨材の吸収率：3.0%以下	
			粗骨材の すりへり 試験	JIS　A 1121 JIS　A 5005	工事開始前、工事中１回以上/か月及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中１回/月以上産地が変わった場合。	砕石　40%以下 砂利　35%以下 舗装ｺﾝｸﾘｰﾄは 35%以下 ただし、積雪寒冷地の舗装ｺﾝｸﾘｰﾄの場合は、25% 以下	
			骨材の 微粒分量 試験	JIS　A 1103 JIS　A 5005 JIS　A 5308	工事開始前、工事中１回以上/月以上及び産地が変わった場合。 （山砂の場合は、工事中１回/週以上）	粗骨材 砕石 3.0%以下（ただし、粒形判断実積率が 58%以上の場合は 5.0%以下） スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外（砂利等）1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は 5.0%以下） スラグ細骨材 7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合 5.0%以下） それ以外（砂等）5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合 3.0%以下）	
			砂の有機 不純物試験	JIS　A 1105	工事開始前、工事中１回以上/12 か月及び産地が変わった場合。	標準色より淡いこと。 濃い場合でも圧縮強度が９０％以上の場合は使用できる。	濃い場合は、JIS　A 1142「有機不純物を含む細骨材のﾓﾙﾀﾙ圧縮強度による試験方法」による。
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS　A 1142	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色より濃い場合。	圧縮強度の 90%以上	

品質管理基準・規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘　要
セメント・コンクリート	材料試験	その他	骨材中の粘土塊量の試験	JIS　A 1137	工事開始前、工事中1回以上/月及び産地が変わった場合。	細骨材　1.0%以下 粗骨材　0.25%以下	（注1）
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS-A-1122 JIS-A-5005	砂、砂利、砕砂、砕石：工事開始前、工事中1回以上/12 か月及び産地が変わった場合。	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	寒冷地で凍結のおそれがある地点に適用する。
			ｾﾒﾝﾄの物理試験	JIS-R-5201	製造会社の試験成績表	JIS-R-5210(ﾎﾟﾙﾄﾗﾝﾄﾞ) JIS-R-5211(高炉) JIS-R-5212(ｼﾘｶ) JIS-R-5213(ﾌﾗｲｱｯｼｭ) JIS-R-5214(ｴｺｾﾒﾝﾄ)	
			ｾﾒﾝﾄの化学分析	JIS-R-5202	製造会社の試験成績表	JIS-R-5210(ﾎﾟﾙﾄﾗﾝﾄﾞ) JIS-R-5211(高炉) JIS-R-5212(ｼﾘｶ) JIS-R-5213(ﾌﾗｲｱｯｼｭ) JIS-R-5214(ｴｺｾﾒﾝﾄ)	
			ｾﾒﾝﾄの水和熱測定	JIS-R-5203	製造会社の試験成績表	JIS-R-5210(ﾎﾟﾙﾄﾗﾝﾄﾞ) JIS-R-5211(高炉) JIS-R-5213(ﾌﾗｲｱｯｼｭ)	
			ｾﾒﾝﾄの蛍光 X 線分析方法	JIS-R-5204	製造会社の試験成績表	JIS-R-5210(ﾎﾟﾙﾄﾗﾝﾄﾞ) JIS-R-5211(高炉) JIS-R-5213(ﾌﾗｲｱｯｼｭ)	
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS-A-5308 付属書 JC	工事開始前、工事中 1 回以上/12 か月及び水質が変わった場合。	懸濁物質の量：2g/ℓ以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/ℓ以下 塩化物イオン量：200 mg/ℓ以下 ｾﾒﾝﾄの凝結時間の差：始発は 30 分以内、終結は 60 分以内 ﾓﾙﾀﾙの圧縮強度比:材令 7 及び 28 日で 90%以上	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料により確認を行う。
				回収水の場合： JIS-A-5308 付属書 JC	工事開始前、工事中1回以上/12 か月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は 1 回/日	塩化物イオン量：200 mg/ℓ以下 ｾﾒﾝﾄの凝結時間の差：始発は 30 分以内、終結は 60 分以内 ﾓﾙﾀﾙの圧縮強度比：材令 7 及び 28 日で 90%以上	その源水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合すること。
	製造ﾌﾟﾗﾝﾄ	その他	計量設備の計量精度		工事開始前、工事中 1 回/6 か月以上。	水　：　±１%以内 セメント：　±１%以内 骨材　：　±３%以内 混和剤　：　±２%以内 (高炉ｽﾗｸﾞ微粉末の場合：±１%以内) 混和剤　：　±３%以内	ﾚﾃﾞｨｰﾐｸｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄの場合、印字記録による確認を行う。

品質管理基準・規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘　要
セメント・コンクリート	製造プラント試験	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合 JIS-A-1119 JIS-A-8603-1 JIS-A-8603-2	工事開始前、工事中1回以上/12か月。	コンクリートの練り混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差値：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンステンシー（スランプ）の偏差率： 15%以下	小規模工事※で1種別当たりの総使用量が 50 ㎥未満の場合は1種別1回以上の試験、またはﾚﾃﾞｨﾐｸｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ工場(JISﾏｰｸ表示認証製品を製造する工場)の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工事とは、以下の工種を除く工種とする。 (橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路、(内幅2.0m以上）護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種
				連続ミキサの場合 土木学会基準 JSCE-I502-2013	工事開始前、工事中1回以上/12か月。	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度の差：7.5%以下 空気量の差：1%以下 スランプの差：3㎝以下	
			細骨材の表面水率試験	JIS-A-1111	2回/日以上	設計図書による。	ﾚﾃﾞｨﾐｸｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ以外の場合に適用する。
			粗骨材の表面水率試験	JIS-A-1125	1回/日以上	設計図書による。	ﾚﾃﾞｨﾐｸｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ以外の場合に適用する。
			塩化物総量規制	「コンクリート耐久性向上対策」による。	・荷卸し時 鉄筋コンクリート重要構造物に適用する。 コンクリートの打設が午前・午後にまたがる場合は、午前1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	原則０．３kg／㎥以下	小規模工事※で1種別当たりの総使用量が 50 ㎥未満の場合は1種別1回以上の試験、またはﾚﾃﾞｨﾐｸｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ工場(JISﾏｰｸ表示認証製品を製造する工場)の品質証明書等のみとすることができる。 1種別当たり総の使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSEC-C502,503）または設計図書の規定により行う。 ※小規模工事とは、以下の工種を除く工種とする。 (橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路、(内幅2.0m以上）護岸、ダム及び堰、ﾄﾝﾈﾙ、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種

品質管理基準・規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘　要
セメント・コンクリート	施工試験	必須	単位水量測定	「レディーミクストコンクリートの品質確保について」による。	・荷卸し時 「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領（案）」参照	1)測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2)測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3を超え±20kg/m3の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m3以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3)配合設計±20kg/m3の指示値を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m3以内になることを確認する。更に、運配合設計±15kg/m3以内で安定するまで,、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m3以内になることを確認する。更に、運配合設計±15kg/m3以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施できる。 再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	示方配合の単位水量の上限値は、 粗骨材最大寸法が 20 ㎜～25 ㎜の場合は 175 kg/m3、40 ㎜の場合は 165 kg/m3 を基本とする。 【対象工種】 1 鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ擁壁（H=5m 以上） 2 ﾎﾞｯｸｽｶﾙﾊﾞｰﾄ（内空断面積 25 ㎡以上） 3 橋梁（上・下部・床板） 4 トンネル 5 治山ダム（H=10m 以上） 6 その他測定が必要と認められる重要構造物 ※1.ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ製品を除く ※2.1 日当たりｺﾝｸﾘｰﾄ使用量が 100m3 未満の場合でも、上記 1～6 に該当する場合は、単位水量測定を実施するものとする。
			スランプ試験	JIS-A-1101	・荷卸し時 ・圧縮強度、曲げ強度試験用供試体及び打ち込み中に品質の変化が認められた時。ただし、道路橋鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ床版にﾚﾃﾞｨﾐｸｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄを用いる場合は原則として全運搬車測定を行う。 ・道路床版の場合、全運搬車測定を行うがスランプ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランプ試験の頻度について監督員と協議し低減することができる。	スランプ 5 cm以上 8 cm未満 ：許容差±1. 5 cm 8 cm以上 18 cm以下 ：許容差±2.5 cm 2.5 cm：許容差±1.0 cm	小規模工事※で 1 種別当たりの総使用量が 50 ㎥未満の場合は 1 種別 1 回以上の試験、またはﾚﾃﾞｨﾐｸｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ工場（JIS ﾏｰｸ表示認証製品を製造する工場）の品質証明書等のみとすることができる。 1 種別当たり総の使用量が 50m3 以上の場合は、50m3 ごとに 1 回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSEC-C502,503）または設計図書の規定により行う。 ※小規模工事とは、以下の工種を除く工種とする。 （橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）擁壁工（高さ 1m 以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路、（内幅 2.0m 以上）護岸、ダム及び堰、ﾄﾝﾈﾙ、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種

品質管理基準・規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘　要
セメント・コンクリート	施工試験	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS-A-1108	・荷卸し時又は工場出荷時に運搬車から採取した試料。 １回／日以上、原則として１５０㎥（構造物の重要度と工事規模に応じて打設量２０㎥～１５０㎥）毎に１回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。 　但し、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミクストコンクリートを用いる場合は、原則として全運搬車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全運搬車を行うが、スランプ試験の結果が安定し良好な場合は、その後スランプ試験の頻度について監督員と協議し低減できる。 ・早強セメントの場合は必要に応じて１回に付き３個（３日強度）を追加で採取できる。 ・鉄筋コンクリートの重要構造物（注：参照）については、打設日１日につき２回（午前・午後）とする。	１回（供試体３本の平均値）の試験結果呼び強度の値の 85%以上。かつ 3 回の試験結果の平均値は呼び強度以上であること。 （1 回の試験結果は､3 個の供試体の試験値の平均値）	・供試体の試料は荷卸し場所にて採取し、標準養生とする。 ・供試体は１回につき６個採取（７日強度及び２８日強度、各３本） ・小規模工種※で１工事当たりの総数量が５０㎥未満の場合は、１工種１回以上の試験、又は、レディーミクストコンクリート工場の品質証明書のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ１m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅 2.0m 以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工事及び特記仕様書で指定された工種。）
			空気量測定	JIS-A-1116 JIS-A-1118 JIS-A-1128	・荷卸し時 ・圧縮強度、曲げ強度試験用供試体採取時及びコンクリート打ち込み中に品質の変化が認められたとき。	許容差　±1.5%	小規模工種※については圧縮強度試験に準ずる。
		その他	コンクリートの曲げ強度試験	JIS-A-1106	コンクリート舗装の場合に適用し、打設日毎に 2 回（午前・午後）に行う。なお､テストピースは１回につき 3 個（4 週強度３本）とする。	１回（供試体３本の平均値）の試験結果は、呼び強度の 85%以上、かつ回の試験結果の平均値は呼び強度以上。	供試体の試料は荷卸し場所にて採取し、標準養生とする。
			コアによる強度試験	JIS-A-1107	品質に異常が認められた場合に行う。	設計図書による。	
			コンクリートの洗い分析試験	JIS-A-1112	品質に異常が認められた場合に行う。	設計図書による。	
	施工後試験	必須	ひび割れ調　査	スケールによる測定	本数､総延長､ひび割れ幅等	0.2 ㎜	
			シュミットハンマーによる試験	コンクリート標準示方書（基準編）	コンクリート標準示方書（基準編）「硬化コンクリートのテストハンマー強度の試験方法」による。	設計基準強度	任意の材齢の圧縮強度から材齢２８日の圧縮強度を推定する場合は附図－１により参考とすることができる。

附図―１　材令任意の圧縮強度による材令 28 日の圧縮強度の推定

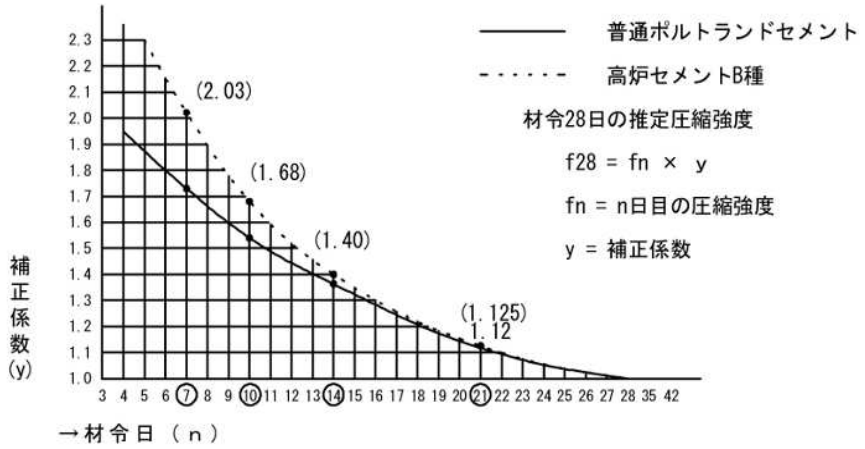

注：重要構造物とはＰＣ桁（工場製作桁は除き、間詰・横桁は含む）、鋼橋のＰＣ床版、ＲＣ橋、井筒、水門、樋門等、擁壁（高さ２ｍ以上）治山工事の本堤及び副堤、その他上記に類するもののほか、特記仕様書に示す
構造物。

品質管理基準・規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘　要
鋼材・棒鋼	材料試験	必須	降伏点 引張強さ 伸び	JIS-A-3112	鋼材規格証明及び外況検査。 重要構造物を除き２ｔ未満は規格証明を省略することができる。	JIS-A-3112	特に試験を必要とする場合は、監督員の指示により行う。
			寸　法	JIS-G-3112	同一形状、寸法のもの１ロールごとに１個の供試体を採取する。	JIS-G-3112	
鋼材ガス圧接	施工前試験	必須	外観検査	・目　視 　圧接面の研磨状況 　たれ下がり 　焼き割れ等 ・ノギス等による計測 （詳細外観検査） 　軸心の偏心 　ふくらみ 　ふくらみの長さ 　圧接部のずれ折れ曲がり等	鉄筋メーカー、 圧接作業班、 鉄筋径毎に自動ガス圧接の場合は各２本、手動ガス圧接の場合は各５本のモデル供試体を作成する。	熱間押抜方法以外の場合。 ①軸心の偏心が鉄筋径（径が異なる場合は細い方の鉄筋）の 1/5 以下。 ②ふくらみが鉄筋径の（径が異なる場合は細い方の鉄筋）1.4 倍以上。ただし、ＳＤ490 の場合は 1.5 倍以上。 ③ふくらみの長さが 1.1 倍以上。ただし、ＳＤ490 の場合は 1.2 倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが 1/4 以下。 ⑤折れ曲がりの角度が 2°以下。 ⑥片ふくらみの差が鉄筋径（径が異なる場合は細い方の鉄筋）の 1/5 以下。 ⑦垂れ下がり、へこみ、焼き割れが著しくない。 ⑧その他有害と認められる欠陥があってはならない。 熱間押抜方法の場合。 ①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない。 ②ふくらみの長さが鉄筋径の 1.1 倍以上。ただし、ＳＤ490 の場合は 1.2 倍以上。 ③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があってはならない。 ④その他有害と認められる欠陥があってはならない。	モデル供試体の作成は、実際の作業と同一条件同一材料で行う。 ①ＳＤ490 以外の鉄筋を圧接する場合 ・手動ガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。 特に確認する必要がある場合とは、施工実績の少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件、高所などの作業環境下での施工条件、圧接技量資格者の熟練度などの確認が必要な場合などである。 ・自動ガス圧接装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りのないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。 ②ＳＤ490 の鉄筋を圧接する場合、手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間押抜法のいずれにおいても、施工前試験を行わなければならない。
			引張試験	JIS-Z-3120 JIS-Z-2241	JIS　G　3112	手動ガス圧接の場合は、工事着手前に作成した試験片 5 本により、自動ガス圧接の場合は同様に作成した試料片 2 本により実施する。	

品質管理基準・規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘　要
鋼材ガス圧接工	施工後試験	必須	外観検査	・目　視 　圧接面の研磨状況 　たれ下がり 　焼き割れ等 ・ノギス等による計測 （詳細外観検査） 　軸心の偏心 　ふくらみ 　ふくらみの長さ 　圧接部のずれ折れ曲がり等	・目視は全数実施する。 ・特に必要と認められたものに対してのみ詳細外観検査	熱間押抜方法以外の場合。 ①軸心の偏心が鉄筋径（径が異なる場合は細い方の鉄筋の1/5以下。 ②ふくらみが鉄筋径の（径が異なる場合は細い方）1.4倍以上。 ただし、ＳＤ490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。 ただし、ＳＤ490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径の 1/4以下。 ⑤折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑥片ふくらみの差が鉄筋径（径が異なる場合は細い方の鉄筋）の1/5以下。 ⑦垂れ下がり、へこみ、焼き割れが著しくない。 ⑧その他有害と認められる欠陥があってはならない。 熱間押抜方法の場合。 ①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、線状きず、へこみがない。 ②ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、ＳＤ490 の場合は 1.2 倍以上。 ③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があってはならない。 ④その他有害と認められる欠陥があってはならない。	熱間押抜方法以外の場合。 ・規格値を外れた場合は下記による。いずれの場合も監督員の承諾を得るものとし、処置後は外観検査及び超音波探傷検査を行う。 ①は、圧接部を切り取って再圧接する。 ②③は、再加熱し、圧力を加えて所定のふくらみに修正する。 ④⑥⑦は、圧接部を切り取って再圧接する。 ⑤は、再加熱して修正する。 熱間押抜方法の場合。 ・規格値を外れた場合は下記による。いずれの場合も監督員の承諾を得る。 ①②③は、再加熱、再加工、再加圧、押抜きを行って修正し、後外観検査を行う。 ④は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。
			超音波探傷検査	JIS-Z-3062	超音波深傷検査を原則とする。 抜取検査の場合は、各ロットごとに 30%以上を抜き取って実施する。（上限を 30 ヶ所とする。）ただし、1 作業班が 1 日に施工した箇所を１ロットとし、自動と手動は別ロットとする。	・各検査ロットごとに 30ヶ所のランダムサンプリングを行い、超音波深傷検査を行った結果、不合格箇所数が 1 箇所以下の時はロットを合格とし、2ヶ所以上のときはロット不合格とする。ただし、合否判定レベルは基準レベルより－24 dB感度を高めたレベルとする。	規格値を外れた場合は、下記による。 ・不合格ロットの全数について超音波探傷検査を実施し、その結果不合格となった箇所は、監督員の承諾を得て、補強筋（ラップ長の2倍以上）を添えるか、圧接部を切り取って再圧接する。・再圧接によって修正修正する場合には、修正後外観検査及び超音波探傷検査を行う。

品質管理基準・規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘　要
ガス切断工	施工試験	必須	表面粗さ	目　視		主要部材：50 μm以下 二次部材：100 μm以下。 （ただし、切削による場合は50 μm以下）	表面粗さとは、JIS-B0601（2013）に規定最大高さ粗さ RZ とする。
			ノッチ深さ	目　視 計　測		主要部材：ノッチがあってはならない。 二次部材：１㎜以下。	ノッチ深さとは、ノッチ上縁から谷までの深さを示す。
			スラグ	目　視		塊状のスラグが点在し、付着しているが、痕跡を残さず容易にはく離するもの。	
			上縁の溶け	目　視		わずかに丸みを帯びているが、滑らかな状態のもの。	
		その他	平面度	目　視		設計図書による（日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく。）	
			ベヘル精度	計測器による計測		設計図書による（日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく。）	
			真直度	計測器による計測		設計図書による（日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく。）	
溶接工	施工試験	必須	引張試験：開先溶接	JIS　Z　2241	試験片の形状： JIS　Z　3121　1号 試験片の個数：2	引張強さが母材の規格値以上。	溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 20.8.4 溶接施工　図20.8.1開先溶接施工試験方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の報告書によって溶接施工試験を省略することができる。 （非破壊検査を行う者の資格） ・磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応した JIS　Z　2305（非破壊試験―技術者の資格及び認証）に規定するレベル 2 以上の資格を有していなければならない。 ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル 2 以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波自動探傷試験レベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル 2 以上の資格とする。
			型曲げ試験（19 ㎜未満の裏曲げ）・（19 ㎜以上の側曲げ）：開先溶接	JIS　Z　3122	試験片の形状： JIS　Z　3122 試験片の個数：2	亀裂が生じてはならない。 ただし、亀裂の発生原因がブローホールあるいはスラグ巻き込みであることが確認され、かつ、亀裂の長さが 3 ㎜以下の場合は許容するものとする。	
			衝撃試験：開先溶接	JIS　Z　2242	試験片の形状： JIS　Z　2242　Vノッチ 試験片の採取位置：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法図20.8.2衝撃試験片 試験片の個数： 各部位につき3	溶着金属および溶接熱影響部で母材の規格値以上。 （それぞれ 3 個の平均）	
			マクロ試験：開先溶接	JIS　G　0553 に準ずる。	試験片の個数：1	欠陥があってはならない。	
			非破壊試験：開先溶接	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 20.8.6 外部きず検査 20.8.7 内部きず検査規定による。	試験片の個数： 試験片継手全長	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 20.8.6 外部きず検査 20.8.7 内部きず検査規定による。	

品質管理基準・規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘　要
溶接工	施工試験	必須	マクロ試験 すみ肉溶接	JIS　G　0553 に準ずる。	試験片の形状： 「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 20.8.4 溶接施工法図20.8.3すみ肉溶接試験（マクロ試験）溶接方法および試験片の形状 試験片の個数：1	欠陥があってはならない。	過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の報告書によって溶接施工試験を省略することができる。
			引張試験 ｽﾀｯﾄﾞ溶接	JIS　Z　2241	試験片の形状： JIS　B　1198 試験片の個数：3	降伏点は 235N/mm 2 以上引張強さは400～550N/mm 2、 伸びは20%以上とする。ただし溶接で切れてはいけない。	過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の報告書を提出することにより溶接施工試験を省略することができる。
			曲げ試験 ｽﾀｯﾄﾞ溶接	JIS　Z　3145	試験片の形状： JIS　Z　3145 試験片の個数：3	溶接部に亀裂を生じてはならない。	
			突合せ継手の内部欠陥に対する検査	JIS Z 3104 JIS Z 3060	放射線透過試験の場合は JIS　Z　3104 による。 超音波探傷試験（手探傷）の場合は JIS　Z 3060 による。	試験で検出されたきず寸法は、設計上許容される以下でなければならない。 ただし、寸法によらず表面の開口した割れ等の面状きずはあってはならない。 なお、放射線透過試験による場合において、板厚が 25 ㎜以下の試験の結果については、以下を満たす場合は合格としてよい。 ・引張応力を受ける溶接部、JIS　Z　3014 付属書 4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す 2 類以上とする。 ・圧縮応力を受ける溶接部、JIS　Z　3014 付属書 4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す 3 類以上とする。 ・なお、板厚が 25 ㎜を超える場合は、内部きず寸法の許容値を板厚の 1/3 とする。ただし、疲労の影響が考えられる継手では、所定の強度等級を満たす上で許容できるきずの寸法はこの値より小さい場合があるので注意する。	・「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編表 - 解 20.8.6 及び表 - 解 20.8.7 溶接施工　図 20.8.7 に各継手の強度等級を満たす上での内部きず寸法の許容値が示されている。なお、表 - 解 20.8.6 及び表 - 解 20.8.7 示されていない強度等級を低減させた場合などの内部きず寸法の許容値は、「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 8.3.2 継手の強度等級に示されている。 （非破壊検査を行う者の資格） ・磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応した JIS Z　2305（非破壊試験―技術者の資格及び認証）に規定するレベル 2 以上の資格を有していなければならない。 ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル 2 以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波自動探傷試験レベル 3 の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル 2 以上の資格とする。
			外観検査 （割れ）	・目視	検査体制、検査方法を明確にしたうえで、目視検査する。目視は全延長実施する。ただし、疑わし場合は磁粉探傷試験または浸透探傷試験をもちいる。	あってはならない。	

品質管理基準・規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘　要
溶接工	施工試験	必須	外観形状検査（ビード表面のピット）	・目視及びノギス等による計測	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視により疑わしい箇所を測定する。 目視は全延長実施する。	断面に考慮する突合せ溶接継手、十字溶接継手、T溶接継手、角溶接継手には、ビード表面にピットがあってはならない。その他のすみ肉溶接及び部分溶け込み開先溶接には、1継手につき3個まで許容する。ただし、ピットの大きさが 1 mm以下の場合は、3個を1個として計算する。	
			外観形状検査（余盛高さ）	・目　視 ・ノギス等による計測	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視により疑わしい箇所を測定する。 目視は全延長実施する。	設計図書による。 設計図書に特に仕上げの指定のない開先溶接は、以下に示す範囲内の余盛りは仕上げなくてよい。余盛高さが以下に示す値を超える場合は、ビード形状、特に止端部を滑らかに仕上げるものとする。 ビード幅　（B［mm］） 余盛り高さ（h［mm］） B＜15：h≦3 15≦B＜25：h≦4 25≦B　　：h≦（4/25）・B	
			外観形状検査（すみ肉溶接サイズ）	・目　視 ・ノギス等による計測	検査体制、検査方法を明確にしたうえで、目視により疑わしい箇所を測定する。 目視は全延長実施する。	すみ肉溶接サイズ及びのど厚は、指定すみ肉サイズ及びのど厚を下回ってはならない。ただし、1溶接線の両端各 50 mmを除く部分では、溶接長さの 10%までの範囲で、サイズ及びのど厚ともに-1.0 mmの誤差を認めるものとする。	
			外観形状検査（アンダーカット）	・目　視 ・ノギス等による計測	検査体制、検査方法を明確にしたうえで、目視により疑わしい箇所を測定する。 目視は全延長実施する。	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 20.8.6 外部きず検査の規定による。	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編表-20.8.4 及び表-20.8.5 に各継手の強度等級を満たすうえでｱﾝﾀﾞｰｶｯﾄの許容値が示されている。表-20.8.4 及び表-20.8.5 に示されていない継手のｱﾝﾀﾞｰｶｯﾄの許容値は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」鋼橋・鋼部材編 8.3.2 継手の強度等級に示されている。
			外観検査（オーバーラップ）	・目　視	検査体制、検査方法を明確にしたうえで、目視検査する。	あってはならない。	
			外観形状検査（ビート表面の凸凹）	・目　視 ・ノギス等による計測	検査体制、検査方法を明確にしたうえで、目視により疑わしい箇所を測定する。 目視は全延長実施する。	ビート表面の凹凸は、ビート長さ 25 mmの範囲で 3 mm以下。	
			外観形状検査（アークスタッド）	・目　視 ・ノギス等による計測		余盛り形状不整：余盛りは全周にわたり包囲してはならない。なお、余盛り高さ 1 mm幅 0.5 mm以上。･ｸﾗｯｸ及びｽﾗｸﾞ巻込み：あってはならない。 ｱﾝﾀﾞｰｶｯﾄ：するどい切欠状のｱﾝﾀﾞｰｶｯﾄがあってはならない。ただし、ｸﾞﾗｲﾝﾀﾞｰ仕上げ量が0.5mm以内に納まるものは仕上げて合格とする。 ｽﾀｯﾄﾞｼﾞﾍﾞﾙの仕上り高さ：設計値±２mmを越えてはならない。	

品質管理基準・規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘　要
溶接工	施工	その他	ハンマー打撃試験	ハンマー打撃	外観検査の結果が不合格となったｽﾀｯﾄﾞｼﾞﾍﾞﾙについて全数。 外観検査の結果が合格のｽﾀｯﾄﾞｼﾞﾍﾞﾙの中から１%について抜取り、曲げ検査をするものとする。	割れなどの欠陥を生じないものを合格。	余盛が包囲していないｽﾀｯﾄﾞｼﾞﾍﾞﾙは、その方向と反対の 15°の角度まで曲げるものとする。15°曲げても欠陥の生じないものは、元に戻すことなく、曲げたままにしておくものとする。
治山土工	材料	必須	突固めによる土の締固め試験	JIS A 1210	工当初及び土質の変化した時。	設計図書による。	
	施工	必須	現場密度の測定	最大粒径≦53 ㎜ 砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径＞53 ㎜ 舗装調査・試験法便覧［4］－256 突砂法	1,000m3 に１回の割合、又は設計図書に示された値。	最大乾燥密度の 85%以上。又は、設計図書に示された値。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。
河川・海岸土工	材料試験	必須	突固めによる土の締固め試験	JIS A 1210	当初及び土質の変化した時。	設計図書による。	
		その他	土の粒度試験	JIS A 1204	当初及び土質の変化した時。	設計図書による。	
			土粒子の密度試験	JIS A 1202	当初及び土質の変化した時。	設計図書による。	
			土の含水比試験	JIS A 1203	当初及び土質の変化した時。	設計図書による。	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	当初及び土質の変化した時。	設計図書による。	
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	当初及び土質の変化した時。	設計図書による。	
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説	必要に応じて	設計図書による。	
			土の圧密試験	JIS A 1217	必要に応じて	設計図書による。	
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説	必要に応じて	設計図書による。	
			土の透水試験	JIS A 1218	必要に応じて	設計図書による。	

品質管理基準・規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘　要
河川・海岸土工	施工	必須	現場密度の測定	最大粒径≦53㎜ 砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径＞53㎜ 舗装調査・試験法便覧［4］－256 突砂法	1,000m3 に１回の割合、土量が5,000m3未満の工事は１工事当たり３回、 1,000 未満の工事は１回。 １回の試験につき３孔の平均値で測定を行う。 ・1000m3 未満：１回 ・1000m3 以上 5000m3 未満：３回 ・5000m3 以上 6000m3 未満：６回 ・6000m3 以上 7000m3 未満：７回	最大乾燥密度の 90%以上。ただし上記により難い場合は、飽和度または空気間隙率の規定によりことができる。 【砂質土(25%≦75μm ふるい通過分＜50%)】 空気間隙率 Va が Va≦15% 【粘性土(50%≦75μm ふるい通過分)】 飽和度 Sr が 85%≦Sr≦95%または空気間隙率 Va が 2%≦Va≦10% または、設計図書による。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再）転圧を行うものとする。
捨石工	施工	必須	岩石の見掛比重	JIS A 5006	原則として産地毎に工事当初及び岩質の変化時に実施	設計図書による。	・500m3 以下は監督員承諾を得て省略できる。 ・参考値 ・硬石：約 2.7～2.5ｇ/㎤ ・準硬石：約 2.5～2ｇ/㎤ ・軟石：約２ｇ/㎤未満
			岩石の吸水率	JIS A 5006	原則として産地毎に工事当初及び岩質の変化時に実施	設計図書による。	・500m3 以下は監督員承諾を得て省略できる。 ・参考値 ・硬石：5%未満 ・準硬石：5%以上 15%未満 ・軟石：15%以上
			岩石の圧縮強さ	JIS A 5006	原則として産地毎に工事当初及び岩質の変化時に実施	設計図書による。	・500m3 以下は監督員承諾を得て省略できる。 ・参考値 ・硬石：4903　N/㎠以上 ・準硬石：980.66N/㎠以上 4903N/㎠未満 ・軟石：980.66N/㎠未満
		その他	岩石の形状	JIS A 5006	5,000 ㎥に１回の割合で実施する。但し、5,000 ㎥未満は１工事に２回実施する。	うすっぺらなもの、細長いものであってはならない。	・500m3 以下は監督員承諾を得て省略できる。
吹付工・現場吹付法枠工	材料試験	必須	アルカリシリカ反応制御対策	アルカリ骨材反応制御対策について	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中１回/6 ヶ月以上及び産地が変わった場合。	「アルカリ骨材反応制御対策について」による。	
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	工事開始前、工事中１回/月以上及び産地が変わった場合。	設計図書による。	生コン使用の場合は年１回又は材料の変化時（公財）福岡県建設技術センターにおいて施工の前年度以降に実施した試験成績表により品質の適合を確認すれば施工ごとの試験を省略できる。

品質管理基準・規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘　要
吹付工・現場吹付法枠工	材料試験	その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	工事開始前、工事中 1 回/月以上及び産地が変わった場合。	絶乾密度：2.5%以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 （砕砂・砕石、高炉ｽﾗｸﾞ骨材、ｲｪﾛﾆｯｹﾙｽﾗｸﾞ細骨材、銅ｽﾗｸﾞ、細骨材の規格値については適用を参照）	JIS A 5005（ｺﾝｸﾘｰﾄ用砕石及び細砂） JIS A 5011-1（ｺﾝｸﾘｰﾄ用ｽﾗｸﾞ骨材-第 1 部:高炉ｽﾗｸﾞ骨材） JIS A 5011-2（ｺﾝｸﾘｰﾄ用ｽﾗｸﾞ骨材-第 2 部: ｲｪﾛﾆｯｹﾙｽﾗｸﾞ骨材） JIS A 5011-3（ｺﾝｸﾘｰﾄ用ｽﾗｸﾞ骨材－第 3 部: 銅ｽﾗｸﾞ骨材） JIS A 5011-4（ｺﾝｸﾘｰﾄ用ｽﾗｸﾞ骨材－第 4 部: 電気炉酸化ｽﾗｸﾞ骨材） JIS A 5011-5（ｺﾝｸﾘｰﾄ用ｽﾗｸﾞ骨材－第 5 部: 石炭ｶﾞｽ化ｽﾗｸﾞ骨材） JIS A 5021（ｺﾝｸﾘｰﾄ用再生骨材 H） 生コン使用の場合は年 1 回又は材料の変化時（公財）福岡県建設技術センターにおいて施工の前年度以降に実施した試験成績表により品質の適合を確認すれば施工ごとの試験を省略できる。
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 （山砂の場合は、工事中 1 回/週以上）	粗骨材 ・砕石　3.0%以下（ただし、粒径判定実績率が 58%以上の場合は 5.0%以下） ・スラグ粗骨材　5.0%以下 ・それ以外（砂利等）1.0%以下 細骨材 ・砕砂　9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は 5.0%以下） ・スラグ細骨材 7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は 5.0%以下） ・それ以外（砂等）5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は 3.0%以下）	
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	工事開始前、工事施工中 1 回以上/12 か月。及び材料の産地が変わった場合。	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度比が 90%以上の場合は使用できる。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のﾓﾙﾀﾙ圧縮強度による試験方法」による。ただし（公財）福岡県建設技術センターにおいて実施した試験成績表により品質の適合を確認すれば施工ごとの試験を省略できる。
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	資料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。	圧縮強度比の 90%以上	
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	生コン使用の場合は年 1 回又は材料の変化時。（公財）福岡県建設技術センターにおいて施工の前年度以降に実施した試験成績表により品質の適合を確認すれば施工ごとの試験を省略できる。

品質管理基準・規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘　要
吹付工・現場吹付法枠工	材料試験	その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	砂、砂利、細砂、砕石： 工事開始前、工事中１回以上/12 か月、及び材料の産地が変わった場合。	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	寒冷地で凍結の恐れがある地点に適用する。生コン使用の場合は年１回又は材料の変化時。（公財）福岡県建設技術センターにおいて施工の前年度以降に実施した試験成績表により品質の適合を確認すれば施工ごとの試験を省略できる。
			セメントの物理試験	JIS R 5201	製造会社の試験成績書	JIS-R-5210（ﾎﾟﾙﾄﾗﾝﾄﾞ） JIS-R-5211（高炉） JIS-R-5212（ｼﾘｶ） JIS-R-5213（ﾌﾗｲｱｯｼｭ） JIS-R-5214（ｴｺｾﾒﾝﾄ）	
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	製造会社の試験成績書	JIS-R-5210（ﾎﾟﾙﾄﾗﾝﾄﾞ） JIS-R-5211（高炉） JIS-R-5212（ｼﾘｶ） JIS-R-5213（ﾌﾗｲｱｯｼｭ） JIS-R-5214（ｴｺｾﾒﾝﾄ）	
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS-A-5308 付属書 JC	工事開始前、工事中１回以上/12 か月及び水質が変わった場合。	懸濁物質の量：2g/ℓ以下 溶解性蒸発残留物の量： 1g/ℓ以下 塩化物イオン量： 200 mg/ℓ以下 ｾﾒﾝﾄの凝結時間の差：始発は 30 分以内、終結は 60 分以内 ﾓﾙﾀﾙの圧縮強度比：材令 7 及び 28 日で 90%以上	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料により確認を行う。
				回収水の場合： JIS-A-5308 付属書 JC	工事開始前、工事中１回以上/12 か月及び水質が変わった場合。	塩化物イオン量： 200 mg/ℓ以下 ｾﾒﾝﾄの凝結時間の差：始発は 30 分以内、終結は 60 分以内 ﾓﾙﾀﾙの圧縮強度比：材令 7 及び 28 日で 90%以上	その源水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合すること。
	製造プラント	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	２回/日以上	設計図書による。	レディーミクスコンクリート以外の場合に適用する。
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	１回/日以上	設計図書による。	レディーミクスコンクリート以外の場合に適用する。
		その他	計量設備の計量精度		月に１回以上	水　　：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材　　：±3%以内 混和剤　：±2%以内 （高炉ｽﾗｸﾞ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤　：±3%以内	レディーミクスコンクリートの場合、印字記録による確認を行う。 ・急結材は適用外

品質管理基準・規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘　要
吹付工・現場吹付法枠工	製造プラント	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合 JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	工事開始前、工事中、1回/12か月以上	コンクリートの練混ぜ量公称容量の場合： コンクリート内のモルタルの偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内の空気量の偏差率：10%以下 スランプの偏差率：15%以下	小規模工事※で1種別当たりの総使用量が50㎥未満の場合は1種別1回以上の試験、またはﾚﾃﾞｨﾐｸｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ工場(JIS ﾏｰｸ表示認証製品を製造する工場)の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工事とは、以下の工種を除く工種とする。 橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路、（内幅2.0m以上）護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種
				連続ミキサの場合 土木学会基準 JSCE-I502-2013		コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5.0%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量の差：1%以下 スランプの差:3cm以下	
	施工試験	必須	塩化物の総量規制	「コンクリートの耐久性向上対策」仕様書。	・荷卸し時 鉄筋コンクリート重要構造物に適用する。 コンクリートの打設が午前・午後にまたがる場合は、午前1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	原則0.3kg／㎥以下。	小規模工事※で1種別当たりの総使用量が50㎥未満の場合は1種別1回以上の試験、またはﾚﾃﾞｨﾐｸｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ工場(JIS ﾏｰｸ表示認証製品を製造する工場)の品質証明書等のみとすることができる。1種別当たりの総使用量が50m3ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502,503) または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種については、ミキサの練混ぜ性能試験の項目参照
			スランプ試験 （ﾓﾙﾀﾙ除く）	JIS A 1101	・荷卸し時 ・圧縮強度、曲げ強度試験用供試体採取時及び打ち込み中に品質の変化が認められたとき。	ｽﾗﾝﾌﾟ5cm以上8cm未満 ：許容差±1.5cm ｽﾗﾝﾌﾟ8cm以上18cm以下 ：許容差±2.5cm	
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会基準 JSCE-F561	吹付1日につき1回行う。なお、ﾃｽﾄﾋﾟｰｽは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じｺﾝｸﾘｰﾄ(ﾓﾙﾀﾙ)を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのｺｱｰを切取りｷｬｯﾋﾟﾝｸﾞを行う。1回に3本とする。	3本の強度の平均値が材令28日で設計強度以上とする。	※「4-1公的試験機関での品質管理試験を義務付ける項目について」参照すること。
			空気量測定 （ﾓﾙﾀﾙ除く）	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	・荷卸し時 ・圧縮強度、曲げ強度試験用供試体採取時及び打ち込み中に品質の変化が認められたとき。	許容差：±1.5%	
		その他	ｺｱによる強度試験	JIS A 1107	品質に異常が認められたとき。	設計図書による。	

品質管理基準・規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘　要
既製杭工	材料試験	必須	外観検査	目視	設計図書による。	目視により使用上有害な欠陥（鋼杭は変形など、コンクリート杭はひび割れや損傷など）がないこと。	鋼管杭 Ｈ鋼杭 コンクリート杭 鋼矢板
	施工試験	必須	外観検査 （鋼管杭）	JIS A　5525	原則として全溶接個所で行う。ただし、施工方法や施工順序から全数量の実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とすることができる。	【円周溶接部の目違い】 外周 700 ㎜未満：許容値 2 ㎜以下 外周 700 ㎜以上 1016 ㎜以下：許容値 3 ㎜以下 外周 1016 ㎜以上 2000 ㎜以下：許容値 4 ㎜以下	外周 700 ㎜未満：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を 2 ㎜×π 以下とする。 外周 700 ㎜以上 1016 ㎜以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を 3 ㎜×π 以下とする。 外周 1016 ㎜を超え 2000 ㎜以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を 4 ㎜×π 以下とする。
			鋼管杭・ｺﾝｸﾘｰﾄ杭・H 鋼杭の現場溶接浸透探傷試験（溶剤除去性染色浸透探傷試験）	JIS　Z　2343-1,2,3,4,5,6	原則として全溶接個所で行う。ただし、施工方法や施工順序から全数量の実施が困難な場合は監督員との協議により、現場状況に応じた数量とすることができる。なお、全溶接個所の 10% 以上は、JIS Z 2343-1,2,3,4,5,6 により定められた認定技術者が行うものとする。試験箇所は杭の全周とする。	われ及び有害な欠陥がないこと。	
			鋼管杭・Ｈ鋼杭の現場の溶接 放射線透過試験	JIS A　3104	原則として、溶接 20 ヶ所毎に 1 ヶ所とするが施工方法や施工順序から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を 4 方向から透過し、その撮影長は 30 ㎝/1 方法とする。（20 ヶ所毎に 1 ヶ所とは、溶接を 20 ヶ所施工した毎にその 20 ヶ所から任意の 1 箇所を試験することである。）	JIS Z 3104 の 1 類から 3 類であること。	

品質管理基準・規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘　要
既製杭工	施工試験	その他	鋼管杭の現場溶接超音波探傷試験	JIS A 3060	原則として 20 箇所に 1 箇所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を 4 方向から探傷し、その探傷長は 30 ㎝/1 方向とする。（20 箇所に 1 箇所とは、溶接を 20 箇所施工した毎にその 20 箇所から任意の 1 箇所を試験することである。）	JIS Z 3104 の 1 類から 3 類であること。	中堀り工法等で、放射線透過試験が不可能な場合は、放射線透過試験に替えて超音波探傷試験とすることができる。
			鋼管杭･ｺﾝｸﾘｰﾄ杭（根固め）水ｾﾒﾝﾄ比	比重の測定による水ｾﾒﾝﾄ比の測定	試料の採取回数は一般的に単杭では 30 本に 1 回、継杭では 20 本に 1 回とし、採取本数は 1 回につき 3 本とする。	設計図書による。 また、設計図書に記載されていない場合は 60%～70%（中堀り杭工法）、60%（ﾌﾟﾚﾎﾞｰﾘﾝｸﾞ杭及び鋼管ｿｲﾙｾﾒﾝﾄ杭工法）とする。	
			鋼管杭･ｺﾝｸﾘｰﾄ杭（根固め）ｾﾒﾝﾄﾐﾙｸの圧縮強度試験	ｾﾒﾝﾄﾐﾙｸ工法に用いる固定液の圧縮強度試験 JIS A 1108	設計図書による。	供試体採取回数は一般に単杭では 20 本に 1 回につき 3 本とすることが多い。 なお、供試体はｾﾒﾝﾄﾐﾙｸの供試体の作成方法に従って作成した φ5×10 ㎝の円柱供試体によって求めるものとする。	参考値：20N/㎜ 2
アンカー工	施工試験	必須	ﾓﾙﾀﾙの圧縮強度試験	JIS A 1108	2 回（午前・午後）/日	設計図書による。	
			ﾓﾙﾀﾙのフロー値試験	JSCF-F 1-2018	練りまぜ開始前に試験は 2 回行い、その平均値をフロー値とする。	10～18 秒 ｐロート	
			適正試験（多ｻｲｸﾙ確認試験）	ｸﾞﾗﾝﾄﾞｱﾝｶｰ設計・施工基準、同解説（JGS4101-2012）	・施工数量の 5%かつ 3 本以上 ・初期荷重は計画最大荷重の約 0.1 倍とし、引き抜き試験に準じた方法で載荷と除荷を繰り返す。	設計アンカー力に対して安全であること。	ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。
			確認試験（1 ｻｲｸﾙ確認試験））	ｸﾞﾗﾝﾄﾞｱﾝｶｰ設計・施工基準、同解説（JGS4101-2012）	・多サイクル確認試験に用いたアンカーを除くすべて。 ・初期荷重は計画最大荷重の約 0.1 倍とし、計画最大荷重まで載荷した後、初期荷重まで除荷する1サイクル方式とする。	設計アンカー力に対して安全であること。	ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。
		その他	その他の試験	ｸﾞﾗﾝﾄﾞｱﾝｶｰ設計・施工基準、同解説（JGS4101-2012）		所定の緊張力が導入されていること。	・定着時緊張力確認試験 ・残存引抜力確認試験 ・リフトオフ試験 等があり、多サイクル確認試験、1 サイクル確認試験の試験結果をもとに、監督員と協議し行う必要性の有無を判断する。

品質管理基準・規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘　要
ロックボルト工	材料試験	その他	異形棒鋼の形状・寸法及び質量の測定	ＪＩＳ Ｇ－３１１２	製造会社の検査 （ミルシート等による品質証明）	ＪＩＳ－Ｇ－ ３１１２による。	
			異形棒鋼の降伏点引張強さ伸びの試験		製造会社の試験 （成績証明書等による品質証明）	ＪＩＳ－Ｇ－ ３１１２による。	
	施工試験	必須	セメントミルクのフロー値試験	ＪＩＳ Ｒ－５２０１	注入開始当初及び注入施工日毎に練混ぜ完了後に２回行い、その平均値をフロー値とする。	１０秒～１８秒	
			セメントミルクの圧縮強度試験	ＪＩＳ Ａ－１１０８	注入開始当初及び注入施工日毎、及び材料の変化時毎に供試体６個を作製し（１週・４週用各３本）現場養生のうえ、公認の試験機関またはＪＩＳ認定工場で行う。	長期－σck≧24N/㎟ （240 kg f/㎠） 短期－σck≧18N/㎟ （180 kg f/㎠）	早強セメントを使用する場合の強度試験は、３日・７日の材齢による試験に替えることができる。
			緊張定着確認試験		施工本数の３％以上かつ１施工地で最低３本以上。 試験は、単サイクルで最大試験荷重まで載荷する。なお、載荷方法は原点荷重を０．５tf とし、各段階の増加荷重のきざみを１．０tf とする。また、各段階での荷重保持時間は５分とし、荷重速度については１．０tf/min とする。	設計荷重に対して十分安全であること。	確認試験に用いた以外のボルトについては、計画最大荷重まで載荷して緊張定着を行い、その記録を自主管理すること。 「ロックボルトの引抜試験」を参考に実施する。

品質管理基準・規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘　要
集水井工	材料試験	必須	ﾗｲﾅｰﾌﾟﾚｰﾄ 補強ﾘﾝｸﾞ ﾎﾞﾙﾄ･ﾅｯﾄ 外観・形状 寸法検査 化学成分 強度検査	JIS　G　3302 B-1180 B-1181	製造会社の検査試験 （ミルシート、 成績証明書等）	有害な欠陥、変形・ 損傷などがないこと。	ﾗｲﾅｰﾌﾟﾚｰﾄ JIS-G-3302 SS-330 補強ﾘﾝｸﾞ JIS-G-3302 SS-400 ６角ﾎﾞﾙﾄ JIS-B-1180 ﾅｯﾄ IS-B-1181
	施工試験	必須	ﾗｲﾅｰﾌﾟﾚｰﾄ及び補強ﾘﾝｸﾞのﾎﾞﾙﾄ締め付けﾄﾙｸ値試験	JIS　B　1186	井戸の深さ１ｍ毎にボルト１個を抽出、また補強リングは施工箇所毎にボルト１個を抽出して行う。	JIS-B-1186 による。	
			吊りｺﾝｸﾘｰﾄ及び静水槽ｺﾝｸﾘｰﾄ		セメント･コンクリートの管理基準に準ずる。	セメント・コンクリートの管理基準に準ずる。	
ロープネット工 落石防止ネット張工	材料試験	その他	ひし形金網	JIS G 3552	外観・形状・寸法・品質等について製造会社の検査及び試験 （ミルシート、成績証明書等）	設計図書及びＪＩＳ規格による。	支柱 JIS-G-3101 岩盤用アンカー JIS-G-3101 土中用アンカー JIS-G-3112
			ﾜｲﾔｰﾛｯﾌﾟ	JIS G 3525			
			巻き付けグリップ	JIS G 3537			
			ﾀｰﾝﾊﾞｯｸﾙ	JIS G 3101			
			ｸﾛｽｸﾘｯﾌﾟ	JIS-G-3101			
			三方向ｸﾘｯﾌﾟ	JIS-G-5502			
			ﾜｲﾔｸﾘｯﾌﾟ	JIS-B-2809			
路床路体盛土工	材料試験	必須	突固めによる土の締固め試験	JIS A 1210	当初及び土質の変化した時 （材料が岩砕の場合は除く） ただし、法面、路肩部の土量は除く。	設計図書による。	
			ＣＢＲ試験（路床）	JIS A 1211	当初及び土質の変化した時 （材料が岩砕の場合は除く）	設計図書による。	
		その他	土の粒度試験	JIS A 1204	当初及び土質の変化した時	設計図書による。	
			土粒子の密度試験	JIS A 1202	当初及び土質の変化した時	設計図書による。	
			土の含水比試験	JIS A 1203	当初及び土質の変化した時	設計図書による。	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	当初及び土質の変化した時	設計図書による。	
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	当初及び土質の変化した時	設計図書による。	

品質管理基準・規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘　要
路床路体盛土工	材料試験	その他	土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説	当初及び土質の変化した時	設計図書による。	
			土の圧密試験	JIS A 1217	当初及び土質の変化した時	設計図書による。	
			土の剪断試験	地盤材料試験の方法と解説	当初及び土質の変化した時	設計図書による。	
			土の透水試験	JIS A 1218	当初及び土質の変化した時	設計図書による。	
	施工試験	必須	現場密度の測定	最大粒径≦53mm：(砂置換法) JIS A 1214 最大粒径≧53mm： 舗装調査・試験法便覧 [4] -256 突砂法	路体 土量 5000m3 以上の場合は、1000m3 につき 1 回 5000m3 未満の場合は、延長 200m につき 1 回 測定箇所は横方向に 3 点とする。 路床 延長 200m 毎に 1 回 測定箇所は横方向に 3 点とする。	【砂質土】 ・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水率比において、最大乾燥密度の 90%以上(突固め試験 JIS A 1210) A・B 法)。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の 95%以上(突固め試験 JIS A 1210)A・B 法)。もしくは 90%以上(締固め試験(JIS A 1210)C・D・E 法) 【粘性土】 ・路体：自然含水比またはトラフィカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率 Va が 2%≦Va≦10%または飽和度 Sr が 85%≦Sr≦95%。 ・路床及び構造物取付け部：トラフィカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率 Va が 2%≦Va≦8% ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 その他、設計図書による。	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。
			プルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4] -288	路床仕上げ後に全幅全区間について実施する。 ただし、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。		・確認試験である。 ・但し、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215	各車線ごとに 40m に 1 箇所の割合で実施する。		・確認試験である。 ・ｾﾒﾝﾄｺﾝｸﾘｰﾄの路盤に適用する。
			現場ＣＢＲ試験	JIS A 1222	各車線ごとに 40m に 1 箇所の割合で実施する。	設計図書による。	・確認試験である。
			土の含水比試験	JIS A 1203	路体の場合、1000m3 につき 1 回の割合で行う。ただし、5000m3 未満の工事は、1 工事当たり 3 回以上。 路床の場合、500m3 につき 1 回の割合で行う。ただし、1500m3 未満の工事は 1 工事に 3 回以上。	設計図書による。	・確認試験である。

品質管理基準・規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘　要
			コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧［1］-273	必要に応じて実施（例）トラフィカビリティが悪い時に実施する。	設計図書による。	・確認試験である。
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧［1］-284（ﾍﾞﾝｹﾞﾙﾏﾝﾋﾞｰﾑ）	プルーフローリングの不良箇所について実施。	設計図書による。	・確認試験である。
路床置換工	材料試験	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	当初及び土質が変化したとき。	設計図書による。	
			ＣＢＲ試験	舗装調査・試験法便覧［4］-227［4］-230	当初及び土質が変化したとき。	設計図書による。	
	施工試験	必須	現場密度の測定	最大粒径≦53㎜:（砂置換法）JIS A 1214 最大粒径≧53㎜:舗装調査・試験法便覧［4］-256突砂法	延長200m毎に１回測定箇所は横方向に3点とする。	【砂質土】 次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上（突固め試験 JIS A 1210)A・B法)。もしくは90%以上(締固め試験(JIS A 1210)C・D・E法) 【粘性土】 トラフィカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≦Va≦8% ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 その他、設計図書による。	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。
			プルーフローリング	舗装調査・試験法便覧［4］-288	路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	設計図書による。	・確認試験である。 ・但し、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。
		その他	含水比試験	JIS A 1203	500m3につき1回の割合で行う。ただし、1500m3未満の工事は1工事に3回以上。	設計図書による。	・確認試験である。
			土の粒度試験	ＪＩＳ Ａ－１２０４	必要と認められるとき随時		・確認試験である。
路床土処理工	材料試験	必須	配合設計ＣＢＲ		別紙「Ｆｅ石灰工法の品質管理」参照		
			処理土のＣＢＲ		別紙「Ｆｅ石灰工法の品質管理」参照		
	施工	必須	現場密度の測定		別紙「Ｆｅ石灰工法の品質管理」参照		

品質管理基準・規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘　要
下層路盤工	材料試験	必須	修正ＣＢＲ試験	舗装調査・試験法便覧［4］-68	当初及び材料変更等	粒状路盤:修正 CBR20%以上 （クラッシャラン鉄鋼スラグは修正 CBR 30%以上） ｱｽﾌｧﾙﾄｺﾝｸﾘｰﾄ再生材を含む再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝを用いる場合で、上層路盤、基層、表層の合計厚が40㎝より小さい場合は 30%以上とする。	
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	当初及び材料変更等	JIS A 5001 表２参照	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	当初及び材料変更等	塑性指数 PI：6 以下	・鉄鋼スラグには適用しない。
			鉄鋼ｽﾗｸﾞの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧［4］-80	当初及び材料変更等	膨張率 １．５%以下	・CS：ｸﾗｯｼｬﾗﾝ鉄鋼ｽﾗｸﾞに適用する。
			道路用ｽﾗｸﾞの呈色判定試験	JIS A 5015	当初及び材料変更等	呈色なし	
		その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	当初及び材料変更等	再生クラッシャランに用いるセメントコンクリート再生材は、すりへり量が 50%以下とする。	
	施工試験	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧［4］-256 砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径53㎜以下の場合のみ適用できる。	1,000 ㎡に１孔、１工事につき最低 3 孔以上実施する。	最大乾燥密度の９３%以上で平均値が以下を満足すること。 X_{10}：95%以上 X_6 ：96%以上 X_3 ：97%以上	締固め度及び粒度は、10 孔の測定値の平均値 X10 が規格値を満足するものとする。また、10 孔の測定値が得難い場合は 3 孔の測定値の平均値 X3 が規格値を満足するものとするが、X3 が規格値をはずれた場合は、さらに 3 孔のデータを加えた平均値 X6 が規格値を満足していればよい。 ※締固め度は、監督員が承認した最大乾燥密度に対する百分率で表した値
			プルーフローリング	舗装調査・試験法便覧［4］-288	１工事につき１回仕上げ後全区間について実施する。		・確認試験である。 ・但し、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215	1,000 ㎡に２回の割で行う。		・確認試験である。 ・ｾﾒﾝﾄｺﾝｸﾘｰﾄの路盤に適用
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	必要と認められるとき随時		
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	必要と認められるとき随時	塑性指数 PI：6 以下	
			含水比試験	JIS A 1203	必要と認められるとき随時	設計図書による。	・確認試験である。

品質管理基準・規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘　要
粒度調整・再生粒度調整路盤工	材料試験	必須	修正ＣＢＲ試験	舗装調査･試験法便覧［4］-68	当初及び材料の変更時	修正 CBR　80%以上 ｱｽﾌｧﾙﾄｺﾝｸﾘｰﾄの再生資材を含む場合 90%以上 40℃で行った場合 80%以上	
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	当初及び材料の変更時	JIS A 5001 表 2 参照	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	当初及び材料の変更時	塑性指数 PI：4 以下	
			鉄鋼スラグの修正ＣＢＲ試験	舗装調査･試験法便覧［4］-68	当初及び材料の変更時	修正 CBR80%以上	･MS 粒度調整鉄鋼スラグ及び HMS 水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。
			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧［4］-80	当初及び材料の変更時	1.5%以下	・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及び HMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。
			鉄鋼スラグの呈色判定試験	JIS A 5015 舗装調査･試験法便覧［4］-73	当初及び材料の変更時	呈色なし	・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及び HMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。
			鉄鋼スラグの単位容積質量試験	舗装調査･試験法便覧［4］-131	当初及び材料の変更時	1.50 kg／L 以上	・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及び HMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。
			鉄鋼スラグの一軸圧縮試験	舗装調査･試験法便覧［4］-75	工事着手当初及び材料が変化した場合	1.2Mpa 以上 （14 日）	NMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。
		その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	必要と認められるとき随時	再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝに用いるｾﾒﾝﾄｺﾝｸﾘｰﾄ再生材は、すりへり量が５０%以下とする。	
			硫酸ﾅﾄﾘｳﾑによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	必要と認められるとき随時	20%以下	
	施工試験	必須	現場密度の測定	舗装調査･試験法便覧［4］-256 砂置換法（JIS A1214） 最大粒径 53 ㎜以下の場合に適用出来る。	1,000 ㎡に１孔 １工事につき最低 3 孔	最大乾燥密度の 93%以上 X_{10}：95%以上 X_6　：95.5%以上 X_3　：96.5%以上	・締固め度及び粒度は、10 孔の測定値の平均値 X_{10} が規格値を満足するものとする。また 10 孔の測定値が得難い場合は 3 孔の測定値の平均値 X_3 が規格値を満足するものとするが、X_3 が規格値をはずれた場合は、さらに 3 孔のデータを加えた平均値 X_6 が規格値を満足していればよい。 ※締固め度は、監督員が承認した最大乾燥密度の値との差を求めた値
		必須	粒度測定（2.36 ㎜フルイ）	舗装調査・試験法便覧［2］-16	1,000 ㎡に１回の割合で行う。 ただし、2,000m2 未満の工事は、省略できる。	2.36 ㎜フルイ：±15%以内	現場に敷き拡げられた混合物から資料を採取する。 ・粒度は資料の測定値と監督員が承認した現場配合の値との差を求めた値。
			粒度測定（７５μｍフルイ）	舗装調査・試験法便覧［2］-16		75μｍフルイ：±6%以内	

品質管理基準・規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘　要
		その他	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	必要と認められるとき随時	塑性指数 PI：4以下	土の液性限界・塑性限界試験
			平板載荷試験	JIS A 1215	1,000 ㎡に２回の割で行う。		平板載荷試験
			含水比試験	JIS A 1203	必要と認められるとき随時	設計図書による。	含水比試験
セメント・石灰安定処理工	材料	必須	骨材の修正ＣＢＲ試験	舗装調査・試験法便覧［4］-68	当初及び材料の変更時	セメント安定処理 下層路盤　10%以上 上層路盤　20%以上 石灰安定処理 下層路盤　10%以上 上層路盤　20%以上	
			一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧［4］-102	当初及び材料の変更時	セメント安定処理 下層路盤：一軸圧縮強さ［７日間］0.98 MPa 上層路盤：一軸圧縮強さ［７日間］2.9 MPa 石灰安定処理 下層路盤：一軸圧縮強さ［10 日間］0.70 MPa 上層路盤：一軸圧縮強さ［10 日間］2.98 MPa	安定処理材に適用する。
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205 舗装調査・試験法便覧［4］-167	当初及び材料の変更時	セメント安定処理 下層・上層路盤 塑性指数 PI：9 以下 石灰安定処理 下層・上層路盤 塑性指数 PI：6～18	
	施工試験	必須	粒度測定（2.36 ㎜ﾌﾙｲ）	JIS A 1102	１日１回 １工事に最低３回	2.36 ㎜ふるい：±15%以内	現場に敷き拡げられた混合物から資料を採取する。 ・粒度は資料の測定値と監督員が承認した現場配合の値との差を求めた値。
			粒度測定（75μm ﾌﾙｲ）	JIS　A 1102	１日１回 １工事に最低３回	75μｍふるい：±6%以内	
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧［4］-256 砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径53㎜以下に適用出来る。	１日１回（3 孔） １工事に最低３回	最大乾燥密度の ９３%以上 ×10：95%%以上 ×6　：95.5%以上 ×3　：96.5%%以上	締固め度及び粒度は、10 孔の測定値の平均値×10 が規格値を満足するものとする。また、10 孔の測定値が得難い場合は 3 孔の測定値の平均値×3 が規格値を満足するものとするが、 ×3 が規格値をはずれた場合は、さらに 3 個のデータを加えた平均値×6 が規格値を満足していればよい。 ・締固め度は、監督員が承認した最大乾燥密度に対する百分率で表した値。
	施工試験	その他	含水比試験	JIS A 1203	必要と認められる時	設計図書による。	現場に敷き拡げられた混合物から資料を採取する。セメント量は、資料の測定値と監督員が承認した現場配合の値との差を求めた値
			セメント量試験	舗装調査・試験法便覧[4]-293、［4］-297	必要と認められるとき随時（１日１回）	±1.2%以内	

品質管理基準・規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘　要
アスファルト舗装	材料試験	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	当初及び材料の変更時	JIS　A 5001 表2参照	（注）アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた混合物については、種別の「材料」、「プラント」に係る試験を省略できる。
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	当初及び材料の変更時	表層・基層 表乾密度：2.45ｇ/cm3以上 吸水率　：3%以下	
			骨材中の粘土魂量の試験	JIS A 1137	当初及び材料の変更時	粘土、粘土魂：0.25%以下	
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧［2］-51	当初及び材料の変更時	細長、あるいは扁平な石片：10%以下	
			フィラーの(舗装用石灰石粉)粒度試験	JIS A 5008	当初及び材料の変更時	舗装施工便覧 表3．3－17による。	
			フィラーの(舗装用石灰石粉)水分試験	JIS A 5008	当初及び材料の変更時	１%以下	
		その他	フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	当初及び材料の変更時	4以下	（注）アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた混合物については、種別の「材料」、「プラント」に係る試験を省略できる。 ・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。
			フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧［2］-83	当初及び材料の変更時	50%以下	
			フィラーの水浸膨張試験	舗装調査・試験法便覧［2］-74	当初及び材料の変更時	3%以下	
			フィラーの剥離抵抗性試験	舗装調査・試験法便覧［2］-78	当初及び材料の変更時	1/4以下	
			製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧［2］-94	当初及び材料の変更時	水浸膨張比：2%以下	（注）アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた混合物については、種別の「材料」、「プラント」に係る試験を省略できる。
			製鋼スラグの密度及び吸水率試験	JIS A 1110	当初及び材料の変更時	SS 表乾密度：2.45ｇ/cm3以上 吸水率　：3%以下	
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	当初及び材料の変更時	すり減り量 砕石：30%以下 CSS　：50%以下 SS　：30%以下	
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	当初及び材料の変更時	損失量：12%以下	

品質管理基準・規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘　要
アスファルト舗装	材料試験	その他	粗骨材中の軟石量試験	ＪＩＳ Ａ－１１２６	着手前１回及び材料が変わった場合	軟石量 ５%以下	（注）アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた混合物については、種別の「材料」、「プラント」に係る試験を省略できる。
			針入度試験	JIS K 2207	当初及び材料の変更時	舗装工施工便覧参照 ・舗装用石油ｱｽﾌｧﾙﾄ表3.3.1 ・ﾎﾟﾘﾏｰ改質ｱｽﾌｧﾙﾄ　表3.3.3 ・ｾﾐﾌﾞﾛｰﾝｱｽﾌｧﾙﾄ 表3.3.4	
			伸度試験	JIS K 2207	当初及び材料の変更時	舗装施工便覧参照・ ・舗装用石油ｱｽﾌｧﾙﾄ表3.3.1 ・ﾎﾟﾘﾏｰ改質ｱｽﾌｧﾙﾄ　表3.3.3	
			引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	当初及び材料の変更時	舗装施工便覧参照・ ・舗装用石油ｱｽﾌｧﾙﾄ表3.3.1 ・ﾎﾟﾘﾏｰ改質ｱｽﾌｧﾙﾄ　表3.3.3 ・ｾﾐﾌﾞﾛｰﾝｱｽﾌｧﾙﾄ 表3.3.4	
			軟化点試験	JIS K 2207	当初及び材料の変更時	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油ｱｽﾌｧﾙﾄ表3.3.1 ・ﾎﾟﾘﾏｰ改質ｱｽﾌｧﾙﾄ 表3.3.3	
			蒸発後の針入度比試験	JIS K 2207	当初及び材料の変更時	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油ｱｽﾌｧﾙﾄ　表3.3.1	
			トルエン可溶分試験	JIS K 2207	当初及び材料の変更時	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油ｱｽﾌｧﾙﾄ表3.3.1 ・ｾﾐﾌﾞﾛｰﾝｱｽﾌｧﾙﾄ　表3.3.4	
			密度試験	JIS K 2207	当初及び材料の変更時	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油ｱｽﾌｧﾙﾄ表3.3.1 ・ﾎﾟﾘﾏｰ改質ｱｽﾌｧﾙﾄ　表3.3.3 ・ｾﾐﾌﾞﾛｰﾝｱｽﾌｧﾙﾄ　表3.3.4	
			高温動粘土試験	舗装調査・試験法便覧［2］－212	当初及び材料の変更時	舗装施工便覧参照 ・ｾﾐﾌﾞﾛｰﾝｱｽﾌｧﾙﾄ　表3.3.4	
			60℃粘度試験	舗装調査・試験法便覧［2］－224	当初及び材料の変更時	舗装施工便覧参照 ・ｾﾐﾌﾞﾛｰﾝｱｽﾌｧﾙﾄ　表3.3.4	
			タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧［2］－289	当初及び材料の変更時	舗装施工便覧参照 ・ﾎﾟﾘﾏｰ改質ｱｽﾌｧﾙﾄ　表3.3.3	
			薄膜加熱試験	JIS K 2207	当初及び材料の変更時	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油ｱｽﾌｧﾙﾄ表3.3.1 ・ﾎﾟﾘﾏｰ改質ｱｽﾌｧﾙﾄ　表3.3.3 ・ｾﾐﾌﾞﾛｰﾝｱｽﾌｧﾙﾄ　表3.3.4	

品質管理基準・規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘　要
アスファルト舗装	プラント試験	必須	配合試験	舗装調査・試験法便覧［3］-(5)	配合ごとに１回		50t 未満は省略することができる
			粒度測定（2.36 ㎜ フルイ）	舗装調査・試験法便覧［2］-16	・抽出ふるい分け試験の場合：1～2 回／日 ・印字記録の場合:全数	2.36 ㎜ふるい:±12%以内基準粒度	（注）アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた混合物については、種別の「材料」、「プラント」に係る試験を省略できる。
			粒度測定（75μｍ フルイ）	舗装調査・試験法便覧［2］-16	・抽出ふるい分け試験の場合：1～2 回／日 ・印字記録の場合:全数	75μｍふるい:±5%以内基準粒度	
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧［4］-238	・抽出ふるい分け試験の場合：1～2 回／日 ・印字記録の場合：全数	アスファルト量：±0.9%以内	
			温度測定（ｱｽﾌｧﾙﾄ・骨材・混合物）	温度計による。	１時間ごと	配合設計で決定した混合温度１８５℃を越えてはならない。	
		その他	水浸ﾎｲｰﾙﾄﾗｯｷﾝｸﾞ試験	舗装調査・試験法便覧［3］-65	１工事１回		アスファルト混合物の耐剥離性の確認
			ﾎｲｰﾙﾄﾗｯｷﾝｸﾞ試験	舗装調査・試験法便覧［3］-44	１工事１回		アスファルト混合物の耐流動性の確認（注）アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた混合物については、種別の「材料」、「プラント」に係る試験を省略できる。

品質管理基準・規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘　要
アスファルト舗装	施工試験	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧［3］-218	･締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値にについて以下を満足するものとする。 ･締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ･1工事あたり3,000㎡を超える場合は10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。	基準密度の94%以上 X10　96%以上 X6　96%以上 X3　96.5%以上	･複数層を施工する場合各層毎 （試験基準例） 3,001～10,000㎡：10孔 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合：6､000㎡/1ロット毎に10孔､合計20孔 なお、50t未満または400㎡以下の場合は､3孔で測定する。ただし、点在する維持工事は監督員と協議の上、省略することができる。 また、400㎡以上3,000㎡以下の場合は、6孔で測定する。
			温度測定（初転圧前）	温度計による。	随時	１１０℃以上 ※ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合や、中温化技術により施工性を改善した混合物を使用する場合などは、所定の締固め度が得られる範囲で、適切な温度を設定する。	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）
			外観検査（混合物）	目　視	随時		
			混合物のアスファルト抽出	舗装調査・試験法便覧［4］-238	1,500㎡に1回 コアー３個 1工事につき最低1回	アスファルト量 ±0.90%以内 X10：±0.55%以内 X6：±0.50%以内 X3：±0.50%以内	・複数層を施工の場合は各層毎 ・アスファルト量は試料の測定値と監督員が承認した現場配合との差を求めた値。 ・粒度は試料の測定値と監督員が承認した現場配合との差を求めた値。 （注）アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた混合物については試験を省略できる。
			混合物の粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧［4］-238	1,500㎡に1回 コアー３個 1工事につき最低1回	2.36㎜ふるい ±12.0%以内基準粒度 X10：±8.0%以内 X6：±7.5%以内 X3：±7.0%以内 75μmふるい ±5.0%以内基準粒度 X10：±3.5%以内 X6：±3.5%以内 X3：±3.0%以内	
		その他	すべり抵抗試験	舗装調査・試験法便覧［1］-101	舗設車線ごとの200m ごとに1回		特記仕様書及び監督員の指示があった場合。

品質管理基準・規格値

注意　１
　　アスファルト混合物事前審査制度の認定を得た混合物については、
　　「材料」・「プラント」に係る試験を省略することができる。
注意　１
　　アスファルト混合物事前審査制度の認定を得た混合物についての
　　「施工」に係る試験は従来どおりとし、その基準値は、事前審査認定時の
　　「アスファルト混合物総括表」による。

附表－１　「Ｆｅ石灰工法の品質管理」

施工面積（㎡） 処理土の品質管理	5,000 以下	5,000～10,000	10,000～15,000	15,000～20,000	摘　　要
１）配合設計 ＣＢＲ ２）処理土の ＣＢＲ 水浸直後 水浸４日 水浸７日 水浸１４日	１工事に１回 １，０００㎡ に１回	１工事に１回 １，５００㎡ に１回	１工事に２回 １，５００㎡ に１回	１工事に３回 ２，０００㎡ に１回	注 1）構造物基礎地盤の補強等に、Ｆｅ石灰処理土を適用する時の品質管理も左記を基本とするが層厚が 50 ㎝以上の場合は、仕上り全層の中間部でも単位体積重量試験を実施する。 注２）材料品質管理 ⑴、⑵は、Ｆｅ石灰工法の適正な試験方法により行う。
３）現場における処理土の乾燥単位体積質量試験	１孔/１，０００㎡に１回（但し、１工事に３孔以上）				
４）使用数量の管理	Ｆｅ石灰混合物あるいはＦｅ石灰単体の使用数量伝票で提出する。				

附表－２　「(3) 現場における処理土の乾燥単位体積重量試験」規格値

工　　種	項　　目	×　１０	×　６	×　３
路床処理工（Ｆe 石灰） 路盤工（粒調 Fe 処理材）	締固め度　％	９５．０以上	９５．５以上	９６．５以上
締固め度は、１０孔の測定値の平均値×10 が規格値を満足しなければならない。 また、１０孔の測定値が得がたい場合は、３孔の測定値の平均値×3 が規格値を満足しなければならないが、×3 が規格値をはずれた場合はさらに３孔のデータを加えた平均値×6 が規格値を満足していればよい。				

品質管理基準・規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘　要
転圧コンクリート	材料試験	必須	コンシステンシーＶＣ試験		当初	舗装施工便覧 8-3-3 による目標値 修正 VC 値：50 秒	
			マーシャル突き固め試験	転圧ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装技術指針（案） ※いずれかの１方法	当初	舗装施工便覧 8-3-3 による目標値 締固め率　　96%	
			ランマー突き固め試験	転圧ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装技術指針（案） ※いずれかの２方法	当初	舗装施工便覧 8-3-3 による目標値 締固め率　　97%	
			含水比試験	JIS A 1203	当初	設計図書による。	含水比は、品質管理試験としてコンシステンシー試験がやむを得ず行えない場合に適用する。
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	2 回／日(午前、午後)で３本１組／回	設計図書による。	
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	細骨材 300 ㎥、 粗骨材 500 ㎥ごとに１回あるいは１回/日	舗装施工便覧 細骨材表-3.3.20 細骨材表-3.3.22	
			骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104	細骨材 300 ㎥、 粗骨材 500 ㎥ごとに１回あるいは１回/日	設計図書による。	
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	工事開始前及び材料の変更時	設計図書による。	
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	工事開始前及び材料の変更時	35%以下 積雪寒冷地 25%以下	ホワイトベースに使用する場合：40%以下
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	工事開始前及び材料の変更時	粗骨材 ･砕石　3.0%以下(ただし、粒径判定実績率が58%以下の場合は、5.0%以下) ･ｽﾗｸﾞ粗骨材　5.0%以下 それ以外(砂利等) 1%以下 細骨材 ･砕砂、ｽﾗｸﾞ細骨材 5.0 以下 それ以外(砂等) 3.0%以下 (ただし、砕砂で粘土、ｼﾙﾄ等を含まない場合は 5.0%以下)	
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	工事開始前及び材料の変更時	標準色より淡いこと。 濃い場合でも圧縮強度が９０％以上の場合は使用できる。	濃い場合は、JIS-A-1142「有機不純物を含む細骨材のﾓﾙﾀﾙ圧縮強度による試験方法」による。
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	材料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。	圧縮強度の 90%以上	
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	工事開始前及び材料の変更時	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	観察で問題なければ省略できる。

品質管理基準・規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘　要
転圧コンクリート	材料試験	その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	工事開始前、材料の変更時	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	寒冷地で凍結の恐れのある地点に適用する。
			セメントの物理試験	JIS R 5201	製造会社の試験成績表	JIS-R-5210(ﾎﾟﾙﾄﾗﾝﾄﾞ) JIS-R-5211(高炉) JIS-R-5212(ｼﾘｶ) JIS-R-5213(ﾌﾗｲｱｯｼｭ) JIS-R-5214(ｴｺｾﾒﾝﾄ)	
			セメントの化学分析	JIS-R-5202	製造会社の試験成績表	JIS-R-5210(ﾎﾟﾙﾄﾗﾝﾄﾞ) JIS-R-5211(高炉) JIS-R-5212(ｼﾘｶ) JIS-R-5213(ﾌﾗｲｱｯｼｭ) JIS-R-5214(ｴｺｾﾒﾝﾄ)	
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS-A-5308 付属書JC	工事開始前、工事中1回以上/12 か月及び水質が変わった場合。	懸濁物質の量：2g/ℓ以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/ℓ以下 塩化物イオン量：200 mg/ℓ以下 ｾﾒﾝﾄの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 ﾓﾙﾀﾙの圧縮強度比：材令7及び28日で90%以上	
				回収水の場合： JIS-A-5308 付属書JC	工事開始前、工事中1回以上/12 か月及び水質が変わった場合。	塩化物イオン量：200 mg/ℓ以下 ｾﾒﾝﾄの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 ﾓﾙﾀﾙの圧縮強度比：材令7及び28日で90%以上	

品質管理基準・規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘　要
転圧コンクリート	製造プラント試験	その他	計量設備の計量精度		工事開始前、 工事中 １回／6ヵ月以上	水　　：±１%以内 セメント：±１%以内 骨材　　：±３%以内 混和剤　：±２%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤　：±３%以内	レディーミクスコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合 JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	工事開始前及び工事中１回／12ヵ月以上	ｺﾝｸﾘｰﾄの練混ぜ量 公称容量の場合： ・ｺﾝｸﾘｰﾄ内のﾓﾙﾀﾙ量の偏差率：0.8 %以下 ・ｺﾝｸﾘｰﾄ内の粗骨材量の偏差率：　5.0 %以下 圧縮強度の偏差率 ：7.5 %以下 ・ｺﾝｸﾘｰﾄ内空気量偏差率：10.0 %以下 ・ｽﾗﾝﾌﾟの偏差率 ：15.0 %以下	レディーミクスコンクリート工場（JISﾏｰｸ表示認証製品を製造する工場）の品質証明書等のみとすることができる。
				連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I-502-2013	工事開始前及び工事中１回／12ヵ月以上	ｺﾝｸﾘｰﾄ中のﾓﾙﾀﾙ単位容積質量差：　0.8 %以下 ｺﾝｸﾘｰﾄ中の単位粗骨材量の差：5.0 %以下 圧縮強度の差：7.5 %以下 空気量の差：1.0%以下 ｽﾗﾝﾌﾟの差：３cm以下	レディーミクスコンクリート工場（JISﾏｰｸ表示認証製品を製造する工場）の品質証明書等のみとすることができる。
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	2回／日以上	設計図書による	ﾚﾃﾞｨｰﾐｸｽｺﾝｸﾘｰﾄ以外の場合に適用する。
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	1回／日以上	設計図書による	ﾚﾃﾞｨｰﾐｸｽｺﾝｸﾘｰﾄ以外の場合に適用する。
	施工	必須	コンシステンシーＶＣ試験		１日２回（午前、午後）以上。その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに実施する。 但し、運搬車ごとに目視観察する。	修正ＶＣ値の±10秒	
			マーシャル突き固め試験	舗装調査・試験法便覧［3］-344 ※いずれか方法		目標値の±1.5%	
			ランマー突き固め試験			目標値の±1.5%	
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	2回/日(午前・午後)で、3個1組/回（材令28日）	･試験回数が7回以上(1回は 3 個以上の供試体の平均値)の場合は、全部の平均値が所定の合格判断強度を上まわるものとする。 ･試験回数が7回未満となる場合は、①1回の試験結果は配合基準値強度の85%以上 ②3 回の試験結果の平均値は配合基準強度以上。	
			温度測定(コンクリート)	温度計による。	2回/日(午前・午後)以上		
			現場密度の測定	ＲＩ 水分密度計	40mに１回 （横方向に3箇所）	基準密度の95.5%以上	
			コアによる密度測定	舗装調査・試験法便覧［3］-353	1,000 ㎡に１個の割合でコアを採取		

品質管理基準・規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘　要
グースアスファルト舗装	材料試験	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	当初及び材料の変更時	JIS A 5001 表－２参照	注）アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた混合物については、種別の「材料」、「プラント」に係る試験を省略できる。
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	当初及び材料の変更時	表層・基層 表乾比重:2.45ｇ/cm3 以上 吸水率　：3.0%以下	
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	当初及び材料の変更時	粘土・粘土魂量 0.25%以下	
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧［2］-51	当初及び材料の変更時	細長あるいは、偏平な石片 10%以下	
			フィラー（舗装用石灰石粉）の粒度試験	JIS A 5008	当初及び材料の変更時	舗装施工便覧 表 3.3.17	
			フィラー（舗装用石灰石粉）の水分試験	JIS A 5008	当初及び材料の変更時	１%以下	
		その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	当初及び材料の変更時	30%以下	
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	当初及び材料の変更時	損失量：12%以下	
			針入度試験	JIS K 2207	当初及び材料の変更時	針入度 15～30 （１/10 mm）	
			軟化点試験	JIS K 2207	当初及び材料の変更時	軟化点 58～68℃	
			伸度試験	JIS K 2207	当初及び材料の変更時	伸度 10 cm以上（25℃）	
			トルエン可溶分試験	JIS K 2207	当初及び材料の変更時	トルエン可溶分 86～91%	
			引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	当初及び材料の変更時	引火点 240℃以上	
			蒸発質量変化率試験	JIS K 2207	当初及び材料の変更時	変化率 0.5%以下	
			密度試験	JIS K 2207	当初及び材料の変更時	密度 1.07～1.13ｇ／㎤	

品質管理基準・規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘　要
グースアスファルト舗装	プラント試験	必須	貫入試験（４０℃）	舗装調査・試験法便覧[3]-402	配合ごとに各１回。ただし、同一配合の合材100ｔ未満の場合も実施する。	貫入量（４０℃）目標値 表層：１～４㎜ 基層：１～６㎜	注）アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた混合物については、種別の「材料」、「プラント」に係る試験を省略できる。
			リュエル流動性試験（２４０℃）	舗装調査・試験法便覧[3]-407		3～20 秒（目標値）	
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3] -44		３００以上	
			曲げ試験	舗装調査・試験法便覧 [3] -79		被断ひずみ （-10℃、50 ㎜/min） 8.0×10−3 以上	
			粒　度（2.36 ㎜ フルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2] -16	印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2 回/日	2.35 ㎜フルイ ±12％以内基準粒度	
			粒　度（75μm フルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2] -16		75μｍフルイ ±5％以内基準粒度	
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧[4]-318		アスファルト量 ±0.9％以内	
			温度測定（アスファルト、骨材、混合物）	温度計による	随時	アスファルト：220℃以下 石粉：常温～150℃トルエ	
	舗設現場	必須	温度測定（初転圧前）	温度計による	クッカ１台ごと。ただし、同一配合の合材１００ｔ未満の場合は１日２回行う（午前、午後）		アスファルトフィニッシャへの搬出時。
路床安定処理工	材料試験	必須	土の締固め試験	JIS　A 1210	当初及び土質の変化したとき。	設計図書による	
			ＣＢＲ試験	舗装調査・試験法便覧[4]-227 [4] -230	当初及び土質の変化したとき。	設計図書による	
	施工試験	必須	現場密度の測定	最大粒径≦53 ㎜：砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径＞53 ㎜：舗装調査・試験法便覧[4]-185 突砂法	500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3 未満の工事は1工事当たり3回以上。 1 回の試験につき 3 孔で測定し、3 孔の最低値で判定を行う。	設計図書による	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。

品質管理基準・規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘　要
			プルーフローリング	舗装調査・試験法便覧［4］-288	路床仕上げ後、全幅・全区間で実施する。		・確認試験である。 ・但し、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215	延長 40mにつき１箇所の割合で実施する。		･確認試験である。 ｾﾒﾝﾄｺﾝｸﾘｰﾄの路盤に適用する。
			現場ＣＢＲ試験	JIS A 1222	各車線ごとに、延長40mにつき１回の割合で実施する。	設計図書による	確認試験である。
			含水比試験	JIS A 1203	500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上	設計図書による	確認試験である。
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧［1］-284（ﾍﾞﾝｹﾞﾙﾏﾝﾋﾞｰﾑ）	プルーフローリングでの不良箇所について実施する。	設計図書による	確認試験である。
表層安定処理工	材料試験	その他	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	当初及び材料の変化したとき。	設計図書による	配合を定めるための試験である。
	施工試験	必須	現場密度の測定	最大粒径≦53mm：砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径＞53mm：舗装調査・試験法便覧［4］-185 突砂法	500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定	設計図書による	
			プルーフローリング	舗装調査・試験法便覧［4］-288	路床仕上げ後、全幅.、全区間で実施する。		荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215	各車線ごとに、延長40mにつき１回の割合で実施する。		セメントコンクリートの路盤に適用する。
			現場ＣＢＲ試験	JIS A 1222	各車線ごとに、延長40mにつき１回の割合で実施する。	設計図書による。	
			含水比試験	JIS A 1203	500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。	設計図書による。	
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧［1］-16（ﾍﾞﾝｹﾞﾙﾏﾝﾋﾞｰﾑ）	プルーフローリングでの不良箇所について実施する。	設計図書による。	

品質管理基準・規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘　要
固結工	材料試験	必須	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	当初及び土質の変化したとき。	設計図書による。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したもの。	配合を定めるための試験である。
			ゲルタイム試験		当初及び土質の変化したとき。		配合を定めるための試験である。
	施工試験	必須	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	改良体５００本未満は３本、５００本以上は２５０本増えるごとに１本追加する。 試験は１本の改良体について、上・中・下それぞれ１回、計３回とする。ただし、１本の改良体で設計強度を変えている場合は、各設計強度ごとに３回とする。 現場の条件、規模等によりがたい場合は監督員の指示による。	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②１回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、１回の試験とは３個の供試体の試験値の平均値で表したもの。	
再生アスファルト舗装工	材料試験	必須	再生骨材アスファルト抽出後の骨材粒度	舗装調査・試験法便覧［2］-16	再生骨材使用量 500ｔごとに１回 １工事につき最低 1 回		（注）アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた混合物については、種別の「材料」、「プラント」に係る試験を省略できる。
			再生骨材旧アスファルト含有量	舗装調査・試験法便覧［4］-318	再生骨材使用量 500ｔごとに１回 ・１工事につき最低１回	3.8%以上	
			再生骨材旧アスファルト針入度	マーシャル安定度試験による再生骨材の旧アスファルト性状判定方法	再生混合物製造日ごとに１回。 １日の再生骨材使用量が500ｔを超える場合は２回。 ・１工事につき最低１回	20 （1/10ｍｍ） 以上（25℃）	
			再生骨材洗い試験で失われる量	舗装再生便覧	再生骨材使用量 500ｔごとに１回	５%以下	洗い試験で失われる量とは、試料のアスファルトコンクリート再生骨材の水洗い前の７５μｍ ふるいにとどまるものと、水洗い後の７５μｍふるいにとどまるものを気乾もしくは60℃以下の炉乾燥し、その質量の差から求める。
			再生アスファルト混合物	JIS K 2207	２回以上及び 材料が変化したとき	JIS K 2207 石油アスファルト規格	

品質管理基準・規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘　要
再生アスファルト舗装工			粒度測定 （2.36㎜フルイ）	舗装調査・試験法便覧［2］-16	抽出ふるい分け試験の場合：１～２回／日 印字記録の場合：全数	２．３６㎜ふるい： ±１２％以内 再アス処理の場合 ２．３６㎜ふるい： ±１５％以内	（注）アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた混合物については、種別の「材料」、「プラント」に係る試験を省略できる。 ・印字による場合は、舗装再生便覧表－2.9.5による。
			粒度測定 （75μm フルイ）	舗装調査・試験法便覧［2］-16	抽出ふるい分け試験の場合：１～２回／日 印字記録の場合：全数	75μmふるい：±5%以内 再アス処理の場合 75μmふるい：±6%以内	
			再生アスファルト量	舗装調査・試験法便覧［4］-318	抽出ふるい分け試験の場合：１～２回／日 印字記録の場合：全数	アスファルト量±0.9%以内 再アス処理の場合 アスファルト量：－1.2%以内	
		その他	浸水ﾎｲｰﾙﾄﾗｯｷﾝｸﾞ試験	舗装調査・試験法便覧［3］-65		設計図書による。	ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物の耐剥離性の確認
			ﾎｲｰﾙﾄﾗｯｷﾝｸﾞ試験	舗装調査・試験法便覧［3］-44	設計図書による。	設計図書による。	ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物の耐流動性の確認
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧［3］-18	設計図書による。	設計図書による。	ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物の耐摩耗性の確認
	施工試験	必須	外観検査 （混合物）	目視	随時		
			温度測定 （初転圧前）	温度計による。	随時		測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧［3］-218	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94％以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。	基準密度の94%以上。 X10　96%以上 X6　96%以上 X3　96.5%以上 再アス処理の場合、基準密度の93%以上。 X10　95%以上 X6　95.5%以上 X3　96.5%以上	※「4-1公的試験機関での品質管理試験を義務付ける項目について」を参照すること。 ・複数層を施工の場合各層毎。 ・橋面舗装はコア採取しないでAs合材量（プラント出荷数量）と舗設面積及び厚さでの密度管理、 または転圧回数による管理を行う。 例）3,001～10,000㎡：10孔 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。例えば12,000㎡の場合：6,000㎡／ 1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、50t未満または400㎡以下の場合は、3孔で測定する。ただし、点在する維持工事は監督員との協議の上、省略することができる。また、400㎡以上3,000㎡以下の場合は、6孔で測定する。
			混合物のアスファルト抽出	舗装調査・試験法便覧［3］-238		アスファルト量　±0.9%以内 X10　±0.55%以内 X6　±0.50%以内 X3　±0.50%以内	※「4-1　公的試験機関での品質管理試験を義務付ける項目について」を参照すること。 ・複数層を施工の場合各層毎。 ・アスファルト量は試料の測定値と監督員が承認した現場配合との差を求めた値 ・粒度は試料の測定値と監督員が承認した現場配合との差を求めた値。 注）アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた混合物については、混合物のアスファルト抽出及び混合物の粒度分析試験を省略出来る。
			混合物の粒度分析	舗装調査・試験法便覧［3］-238		2.36㎜ふるい：±12%以内基準粒度 X10　±8.0以内 X6　±7.5以内 X3　±7.0以内 75μmふるい：±5%以内基準粒度 X10　±3.5以内 X6　±3.5以内 X3　±3.0以内	
			外観検査 （混合物）	「アスファルト舗装工」に準ずる。	「アスファルト舗装工」に準ずる。	「アスファルト舗装工」に準ずる。	

品質管理基準・規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘　要
プレストレストコンクリート桁	グラウト	必須	流動性 ﾌﾞﾘｰﾃﾞｨﾝｸﾞ率 体積変化率 圧縮強度 塩化物イオン含有率	ｺﾝｸﾘｰﾄ標準示方書施工編 JSCE-F 531 の方法 JSCE-F 535 の方法 JSCE-F 531 の方法	注入前、１回/日以上および品質変化が認められた時	JPロート標準　高粘性型　14～23秒 (流動性)高粘性型～低粘性型　7～35秒 低粘性型　6～14秒 超低粘性型　3.5～6秒 ﾌﾞﾘｰﾃﾞｨﾝｸﾞ率　0.3%以下（3時間後） 体積変化率　-0.5%～＋0.5% 圧縮強度　材齢7日に30N/mm2以上 塩化物ｲｵﾝ含有率　質量の 0.08%以下	
	緊張管理	必須	緊張管理	道路橋示方書、コンクリート道路橋施工便覧による。	試験緊張　１回 主桁 １）ｹｰﾌﾞﾙごと管理 ２）ｹｰﾌﾞﾙごと管理 横組 ｹｰﾌﾞﾙごと管理	ＰＣ鋼線及びＰＣ鋼より線の摩擦係数の管理限界とＰＣ鋼棒の緊張力差の許容誤差は、道路橋示方書による。	
鋼橋	一般構造用圧延鋼材・溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材	必須	外形寸法 重量 化学成分		JIS G 3192 JIS G 3193 JIS G 3194 許容差はＪＩＳによる。	JIS G 3192 JIS G 3193 JIS G 3194	鋼材規格証明及び外況検査
			機械的性質 引張試験	JIS Z 2241	規格、材質、厚さごとに鋼材重量が概ね10ｔにつき１組、または監督員の指示及び特記仕様による。 総重量が 10ｔ未満については、鋼材規格証明書により省略することができる。	JIS G 3101 JIS G 3106 JIS G 3114	
			機械的性質 曲げ試験	JIS Z 2248		JIS G 3101 JIS G 3106 JIS G 3114	
			機械的性質 シャルピー試験	JIS Z 2242		JIS G 3106 JIS G 3114	
	突合わせ継手	必須	【放射線透過試験】 引張部材	JIS Z 3104	1 継手に 1 枚（端部を含む）	JIS Z 3104 2 級以上	
			【放射線透過試験】 圧縮部材	JIS Z 3104	5 継手に 1 枚	JIS Z 3104 2 級以上	
			【放射線透過試験】 曲げ部材 引張ﾌﾗﾝｼﾞ	JIS Z 3104	1 継手に 1 枚	JIS Z 3104 2 級以上	
			【放射線透過試験】 曲げ部材 圧縮ﾌﾗﾝｼ	JIS Z 3104	5 継手に 1 枚	JIS Z 3104 2 級以上	

品質管理基準・規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘　要
鋼橋			曲げ部材腹板の応力に直角方向	ＪＩＳ Ｚ－３１０４	１継手に１枚（引張側）	ＪＩＳ Ｚ－３１０４ ２級以上	
			曲げ部材腹板の応力に水平方向	ＪＩＳ Ｚ－３１０４	１継手に１枚（端部を含む）	ＪＩＳ Ｚ－３１０４ ３級以上	
			鋼床版	ＪＩＳ Ｚ－３１０４	１継手に１枚（端部を含む）	ＪＩＳ Ｚ－３１０４ ２級以上	
	放射線透過試験	必須	鋼製橋脚のはり及び柱	ＪＩＳ Ｚ－３１０４	継手全部を原則とする。	ＪＩＳ Ｚ－３１０４	現場溶接を行う全断面溶け込みグループ溶接継手について実施する。監督員の承諾を得て、放射線透過試験のかわりに超音波探傷試験（ＪＩＳ－Ｚ－３０６０）を用いることができる。
			主桁のフランジ及び腹板（鋼床版を除く）	ＪＩＳ Ｚ－３１０４	継手全部を原則とする。	ＪＩＳ Ｚ－３１０４	
			鋼床版のデッキプレート	ＪＩＳ Ｚ－３１０４	継手の始終端で連続して５０㎝に２枚、中間部で１ｍにつき１箇所（１枚）、ワイヤー継ぎ部で１箇所（１枚）を原則とする。	ＪＩＳ Ｚ－３１０４	
	六角ナット・平座金用高力ボルト摩擦接合	必須	形状 寸法 外観 機械的性質	ＪＩＳ Ｂ－１１８６ その他 ＪＩＳ Ｚ－２２４１（Ｚ－２２０１）Ｚ－２２４５ による	特記仕様書又は監督員の指示による。	ＪＩＳ Ｂ－１１８６	製造業者の管理図その他品質管理のデータ又は、検査成績表
	据付管理	必須	高力ボルト	道路橋示方書による。	トルク法による場合、各ボルト群の１０％のボルト本数を標準とする。	各検査ボルトの据付けトルク値がキャリプレーション時の設定トルク値±１０％の範囲。	
			トルシア形高力ボルト	道路橋示方書による。	一つの製造ロットから５組の供試セットを無作為に抽出する。	道路橋示方書による	

品質管理基準・規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘　要
覆工コンクリート・NATM	材料試験	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成１４年７月３１日付け国官技第１１２号、国港環第３５号、国空建第７８号）	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中１回／6 ヶ月以上及び産地が変わった場合。	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成１４年７月３１日付け国官技第１１２号、国港環第３５号、国空建第７８号）	
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	工事開始前、工事中１回／月以上及び産地が変わった場合。	設計図書による。	
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	工事開始前、工事中１回／月以上及び産地が変わった場合。	絶乾密度：２．５以上 細骨材の吸水率： ３．５%以下 粗骨材の吸水率： ３．０%以下 （砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘用を参照）	
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	工事開始前、工事中１回以上／12 か月及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中１回／月以上及び産地が変わった場合。	砕石 40%以下 砂利 35%以下	

品質管理基準・規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘　要
覆工コンクリート・NATM	材料試験	その他	骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	工事開始前、工事中１回／月以上及び産地が変わった場合。（山砂の場合は、工事中１回／週以上）	粗骨材 砕石 3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58％以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外（砂利等）1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は 5.0％以下） スラグ細骨材 7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外(砂等) 5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下）	
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	工事開始前、工事中１回以上／12 か月及び産地が変わった場合。	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が９０%以上の場合は使用できる。	濃い場合は、JIS A 5308（モルタルの圧縮強度による砂の試験）付属書－３による。
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場	圧縮強度の 90%以上	
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	工事開始前、工事中１回／月以上及び産地が変わった場合。	細骨材：１．００%以下 粗骨材：０．２５%以下	
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	砂、砂利： 工事開始前、工事中１回／6 ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石： 工事開始前、工事中１回／年以上及び産地が変わった場合。	細骨材：１０．０%以下 粗骨材：１２．０%以下	寒冷地で凍結の恐れがある場合には適用しない。

品質管理基準・規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘　要
覆工コンクリート・NATM	材料試験	その他	セメントの物理試験	JIS R 5201	工事開始前、工事中1回／月以上	JIS-R-5210(ﾎﾟﾙﾄﾗﾝﾄﾞ) JIS-R-5211(高炉) JIS-R-5212(ｼﾘｶ) JIS-R-5213(ﾌﾗｲｱｯｼｭ) JIS R 5214（エコセメント）	
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	工事開始前、工事中1回／月以上		
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308 附属書 JC	工事開始前、工事中１回以上／12 か月及び水質が変わった場合。	懸濁物質の量：2g/L 以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L 以下 塩化物イオン量：200mg/L 以下 セメントの凝結時間の差：始発は 30 分以内、終結は 60 分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢 7 及び 28 日で 90%以上	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。
				回収水の場合：JIS A 5308 附属書 JC	工事開始前、工事中１回以上／12 か月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は１回/日	塩化物イオン量：200mg/L 以下 セメントの凝結時間の差：始発は 30 分以内、終結は 60 分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢 7 及び 28 日で 90%以上	
	製造プラント試験	その他	計量設備の計量精度		工事開始前、工事中１回／6 ヶ月以上。	水　　±１%以内 セメント　±１%以内 骨材　　±３%以内 混和剤　　±２%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤　　±３%以内	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	工事開始前、工事中１回以上／12 か月	コンクリートの練混ぜ量公称容量の場合：コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率： 5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10% 以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	

品質管理基準・規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘　要
覆工コンクリート・NATM	製造プラント試験	その他		連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCEI 502-2013	工事開始前、工事中１回以上／12か月。	コンクリート中のモルタル単位容積質量差： ０．８％以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差： ５．０％以下 圧縮強度の差： ２．５％以下 空気量の差： １．０％以下 スランプの差： ３．０cm以下	
			細骨材の表面水率試験	ＪＩＳ Ａ－１１１１	２回/日以上	設計図書による。	レディーミクスコンクリート以外の場合に適用する。
			粗骨材の表面水率試験	ＪＩＳ Ａ－１１２５	１回/日以上	設計図書による。	
	施工試験	必須	塩化物の総量規制	「コンクリートの耐久性向上対策」による。	・荷卸し時 鉄筋コンクリート構造物に適用する。 コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に１回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1／2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（１試験の測定回数は3回とする）試験の判定は 3 回の測定値の平均値。	原則０．３kg／㎥以下	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCEC502,503）または設計図書の規定により行う。
			スランプ試験	ＪＩＳ Ａ－１１０１	・荷卸し時 1回／日以上、150m3ごとに1回、及び 荷卸し時に品質変化が認められた時。	スランプ5cm以上8cm未満　：許容差 ±1.5cm スランプ 8 cm以上 18 cm以下：許容差 ±2.5cm	
			コンクリートの圧縮強度試験	ＪＩＳ Ａ－１１０８	・荷卸し時又は工場出荷時に運搬車から採取した試料 1回／日以上、150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。 なお、テストピースは打設場所で採取 し、1回につき6個（σ7…3個、σ28…3個）とする。	1 回の試験結果は指定した呼び強度の 85%以上であること。 3 回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 （1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値）	
			空気量測定	ＪＩＳ Ａ－１１１６ Ａ－１１１８ Ａ－１１２８	・荷卸し時 1回／日以上、150m3ごとに1回、及び 荷卸し時に品質変化が認められた時。	許容差　±１．５％	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCEC502,503）または設計図書の規定により行う。

品質管理基準・規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘　要
覆工コンクリート・ＮＡＴＭ	施工試験	必須	単位水量測定	「レディーミクストコンクリートの品質確保について」	100m3／日以上の場合； 2回／日（午前1回、午後1回）以上、 重要構造物の場合は重要度に応じて100m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	1）測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2）測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3を超え±20kg/m3の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m3以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3）配合設計±20kg/m3の指示値を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m3以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m3以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m3、40mmの場合は165kg/m3を基本とする。
		その他	コアによる強度試験	ＪＩＳ Ａ－１１０７	品質に異常が認められた場合に行う。	設計図書による。	
			コンクリートの洗い分析試験	ＪＩＳ Ａ－１１１２	品質に異常が認められた場合に行う。	設計図書による。	
吹付コンクリート・ＮＡＴＭ	材料試験	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成１４年７月３１日付け国官技第１１２号、国港環第３５号、国空建第７８号）	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	

品質管理基準・規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘　要
吹付けコンクリート・ＮＡＴＭ	材料試験	その他	骨材のふるい分け試験	ＪＩＳ Ａ－１１０２	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに１回。ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに１回。	設計図書による。	
			骨材の単位容積質量試験	ＪＩＳ Ａ－１１０４	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに１回。ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに１回。	設計図書による。	
			骨材の密度及び吸水率試験	ＪＩＳ Ａ－１１０９ Ａ－１１１０	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに１回。ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに１回。	絶乾密度：2.5 以上 細骨材の吸水率:3.5%以下 粗骨材の吸水率:3.0%以下	
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに１回。ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに１回。	粗骨材 砕石 3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58％以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材 5.0%以下それ以外（砂利等）1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は 5.0％以下） スラグ細骨材 7.0%以下（ただしすりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外(砂等) 5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下）	

品質管理基準・規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘　要
吹付けコンクリート・NATM	材料試験	その他	砂の有機不純物試験	ＪＩＳ Ａ－１１０５	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに１回。ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに１回。	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が 90%以上の場合は使用できる。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のﾓﾙﾀﾙ圧縮強度による試験方法」による。
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。	圧縮強度の 90%以上	
			骨材中の粘土塊量の試験	ＪＩＳ Ａ－１１３７	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに１回。ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに１回。	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	ＪＩＳ Ａ－１１２２	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに１回。ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに１回。	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。
			粗骨材の粒形判定実績率試験	ＪＩＳ Ａ－５００５	粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに１回。	５５%以上	
			セメントの物理試験	ＪＩＳ Ｒ－５２０１	工事開始前、工事中１回／月以上	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	
			ポルトランドセメントの化学分析	ＪＩＳ Ｒ－５２０２			

品質管理基準・規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘　要
吹付けコンクリート・NATM	材料試験	その他	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308 附属書 JC	工事開始前、工事中１回以上／12 か月。	懸濁物質の量：2g/L 以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L 以下 塩化物イオン量：200mg/L 以下 セメントの凝結時間の差：始発は 30 分以内、終結は 60 分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢 7 及び 28 日で 90%以上	上水道を使用してる場合は試験に換え、上水道を使用してることを示す資料による確認を行う。
				回収水の場合： JIS A 5308 附属書 JC		塩化物イオン量：200mg/L 以下 セメントの凝結時間の差：始発は 30 分以内、終結は 60 分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢 7 及び 28 日で 90%以上	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。
	製造プラント	その他	計量設備の計量精度		工事開始前、工事中１回／6 ヶ月以上	水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材　：±3%以内 混和材　：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤　：±3%以内	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。

品質管理基準・規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘　要
吹付コンクリート・NATM	製造プラント	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10% 以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前、工事中１回以上／12か月。	
				連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCEI 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差:3㎝以下		
			細骨材の表面水率試験	ＪＩＳ Ａ－１１１１	2回／日以上	設計図書による	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する
			粗骨材の表面水率試験	ＪＩＳ Ａ－１１２５	1回／日以上		
	施工試験	必須	塩化物の総量規制	「コンクリートの耐久性向上対策」。	・荷卸し時 鉄筋コンクリート構造物に適用する。 コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に１回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の 1／2 以下の場合は、午後の試験を省略することができる。 （１試験の測定回数は3回とする）試験の判定は 3 回の測定値の平均値。	原則 0.3 kg/m3 以下	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCEC502,503）または設計図書の規定により行う。

品質管理基準・規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘　要
吹付コンクリート・NATM	施工試験	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準 JSCE F561-2013	トンネル施工長 40m 毎に1回 材齢7日,28日（2×3＝6供試体）なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリートを吹付け、現場で 7 日間及び 28 日間放置後、φ5 cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本（σ7…3本、σ28…3本、）とする。	1 回の試験結果は指定した呼び強度の 85％以上であること。 3 回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 （1 回の試験結果は、3 個の供試体の試験値の平均値）	
		その他	スランプ試験	ＪＩＳ Ａ－１１０１	・荷卸し時 1 回／日以上、150m3 ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	スランプ 5 cm以上 8 cm未満　：許容差 ±1.5 cm スランプ8 cm以上 18 cm以下：許容差 ±2.5 cm	
			空気量測定	ＪＩＳ Ａ－１１１６ Ａ－１１１８ Ａ－１１２８	・荷卸し時 1 回／日以上、150m3 ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	±1.5%（許容差）	
			ｺｺｱによる強度試験	ＪＩＳ Ａ－１１０７	品質に異常が認められた場合に行う。	設計図書による。	
ロックボルト・NATM	材料	その他	外観検査 (ﾛｯｸﾎﾞﾙﾄ)	目　視 寸法計測	材質は製造会社の試験による。	設計図書による。	
	施工試験	必須	モルタルの圧縮強度試験	ＪＩＳ Ａ－１１０８	1)施工開始前に1回 2)施工中は、トンネル施工延長 50m ごとに1回 3)製造工場または品質の変更があるごとに1回	設計図書による。	
			モルタルのフロー値試験	ＪＩＳ Ｒ－５２０１	1)施工開始前に1回 2)施工中または必要の都度 3)製造工場または品質の変更があるごとに1回	設計図書による。	
			ロックボルトの引抜き試験	「ロックボルトの引抜き試験」による	掘削の初期段階は 20m ごとに、その後は 50m ごとに実施、１断面当たり３本均等に行う（ただし、坑口部では両側壁各１本）。	設計図書による。	

品質管理基準・規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘　要
補強土壁工	材料	必須	土の締固め試験	ＪＩＳ Ａ－１２１０	施工当初及び土質の変化時。	設計図書による。	
			外観検査	補強土壁工法 各設計・施工マニュアルによる	補強土壁工法各設計 施工マニュアルによる	補強土壁工法各設計 施工マニュアルによる	ストリップ、鋼製壁面材、コンクリート製壁面材等
			コンクリート製壁面材のコンクリート強度試験	補強土壁工法 各設計・施工マニュアルによる	補強土壁工法各設計 施工マニュアルによる	補強土壁工法各設計 施工マニュアルによる	
		その他	土の粒度試験	補強土壁工法 各設計・施工マニュアルによる	補強土壁工法各設計 施工マニュアルによる	設計図書による。	
	施工試験	必須	現場密度の測定	最大粒径 ≦５３㎜ ＪＩＳ Ａ－１２１４ Ａ－１２１０ Ａ・Ｂ法 最大粒径 ＞５３㎜ 舗装調査・試験法便覧［4］-182	５００㎥につき１回	最大乾燥密度の ９０%以上 または、設計図書による。	

２．レディーミクストコンクリートの品質確保について
【レディーミクストコンクリート単位水量測定要領（案）】

１　適用範囲

本要領は、レディーミクストコンクリートの単位水量測定について、測定方法および管理基準値等を規定するものである。

なお、水中コンクリート、転圧コンクリート等の特殊なコンクリートを除き、１日当たりコンクリート種別ごとの使用量が100m3以上の施工となるコンクリート工及び（別表）に示す工種を対象とする。

２　測定機器

レディーミクストコンクリートの単位水量測定機器については、エアメータ法かこれと同程度、あるいは、それ以上の精度を有する測定機器を使用することとし、施工計画書に記載させるとともに、事前に機器諸元表、単位水量算定方法を監督員に提出するものとする。

また、使用する機器はキャリブレーションされた機器を使用することとする。

３　品質の管理

受注者は、施工現場において、打込み直前のレディーミクストコンクリートの単位水量を本要領に基づき測定しなければならない。

４　単位水量の管理記録

受注者は、測定結果をその都度記録（プリント出力機能がある測定機器を使用した場合は、プリント出力）・保管するとともに、測定状況写真を撮影・保管し、監督員等の請求があった場合は遅滞なく提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

また、１日のコンクリート打設量は単位水量の管理シートに記載するものとする。

５　測定頻度

単位水量の測定頻度は、（１）～（４）による。

（１）（別表）に示す工種で鉄筋構造物の場合は、コンクリート打設（コンクリート種別ごと）を午前から午後にかけて行う場合は、２回／日（午前１回、午後１回）。午前または午後のみ打設を行う場合は、１回／日とする。

（２）（別表）に示す工種で無筋構造物の揚合は、１回／日とする。

（３）上記以外の場合は、１日当たりコンクリート種別ごとの使用量が100m3以上の施工となる場合は、100m3毎に１回とする。

（４）荷卸し時に品質の変化が認められたとき。

６　管理基準値・測定結果と対応

（１）管理基準値

現揚で測定した単位水量の管理基準値は次のとおりとして扱うものとする。

区　分	単位水量（kg/m3）
管理値	配合設計±15kg/m3
指示値	配合設計±20kg/m3

注）示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20～25mmの場合は175kg/m3、40mmの場合は165kg/m3を基本とする。

（２）測定結果と対応

１）管理値内の場合

測定した単位水量が管理値内の揚合は、そのまま打設してよい。

２）管理値を超え、指示値内の場合

測定した単位水量が管理値を超え指示値内の場合は、そのまま施工してよいが、受注者は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善の指示をしなければならない。

その後、管理値内に安定するまで、運搬車の３台毎に１回、単位水量の測定を行うこととする。なお、「管理値内に安定するまで」とは、２回連続して管理値内の値を観測することをいう。

３）指示値を超える場合

測定した単位水量が指示値を超える場合は、その運搬車は打込まずに持ち帰らせるとともに、受注者は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示しなければならない。

その後、単位水量が管理値内になるまで全運搬車の測定を行う。

なお、管理値または指示値を超える場合は１回に限り試験を実施することができる。

再試験を実施した場合は２回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さいほうの値で評価してよい。

（別表）

	名　　称
1	鉄筋コンクリート擁壁（H=５m以上）
2	ボックスカルバート（内空断面積２５㎡以上）
3	橋梁（上・下部・床板）
4	トンネル
5	治山ダム（H=１０m以上）
6	その他測定が必要と認められる重要構造物

※１：プレキャスト製品を除く。

※２：１日当たりコンクリート使用量が100m3未満の場合でも、上記の１～６に該当する場合は、単位水量測定を実施するものとする。

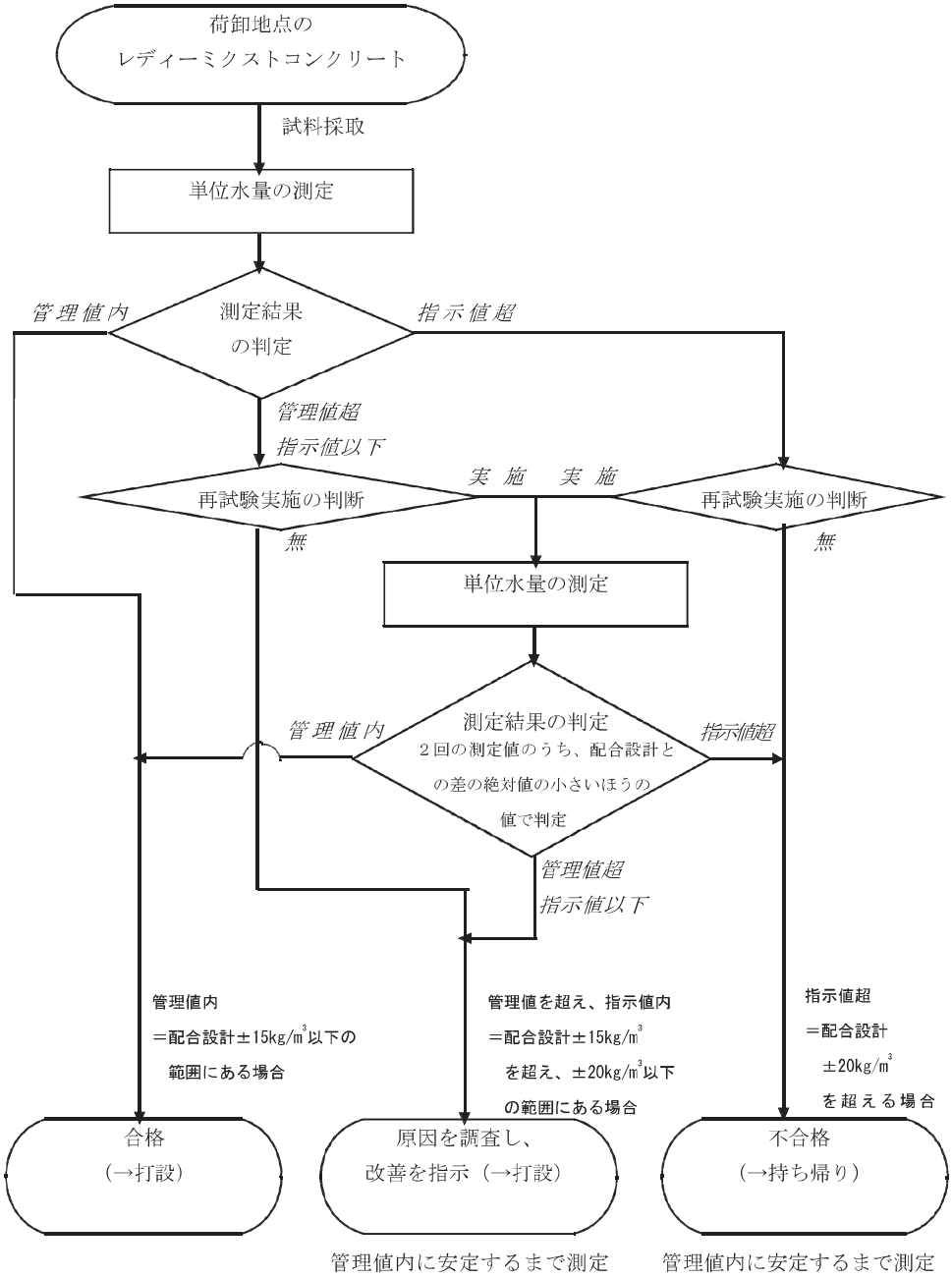

レディーミクストコンクリートの単位水量測定の管理フロー図

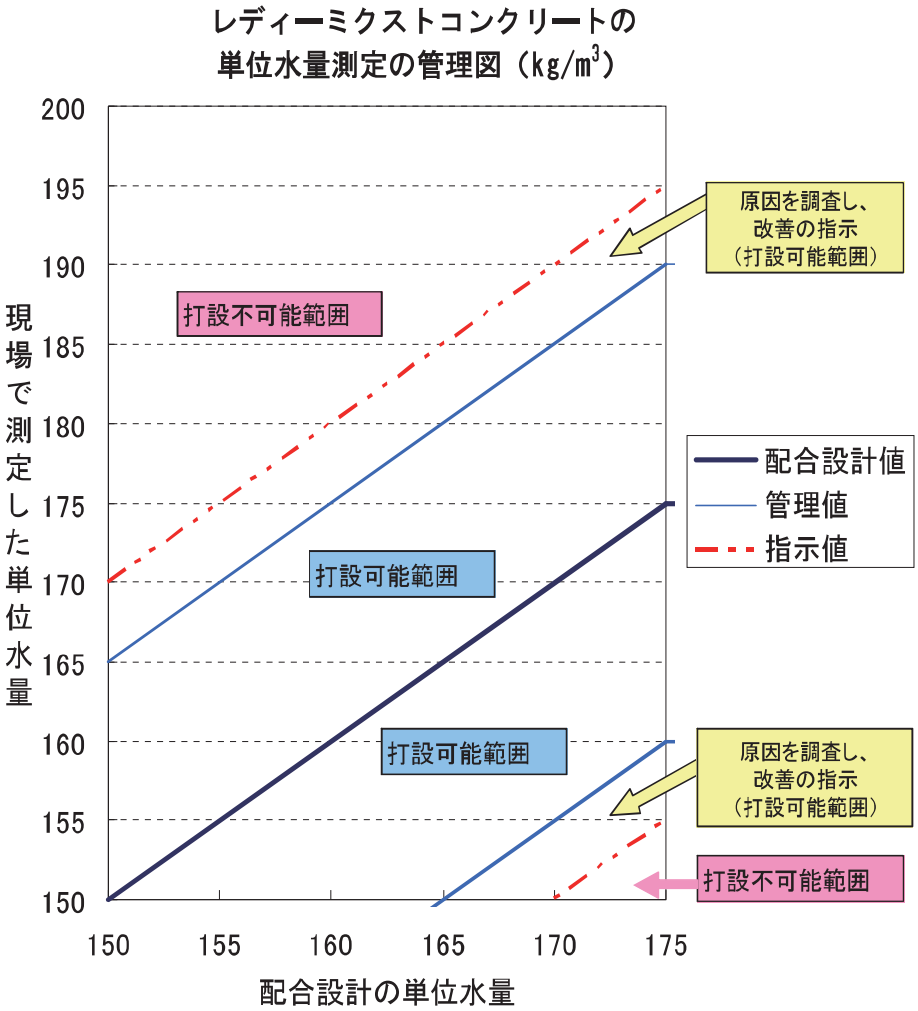

注）単位水量の上限値が 175kg/m3 の場合（粗骨材最大寸法が 20 ～ 25mm）

３．コンクリート二次製品（ＪＩＳ製品以外）の規格・材料検査

製品種類 試験項目	ボックス カルバート	方　格　枠	消波異形 ブロック （２ｔ以下）	方塊ブロック 直立消波 異形ブロック	ケーソン	セルラー Ｌ形ブロック
製作番号 外観	全個数	全個数	全個数	全個数	全個数	全個数
形状・寸法	呼び名が異なるごとに１０個又はその端数に１個の割合で測定する。	呼び名が異なるごとに１０個又はその端数に１個の割合で測定する。	呼び名が異なるごとに３０個又はその端数に１個の割合で測定する。	呼び名が異なるごとに５個又はその端数に１個の割合で測定する。	全個数を測定	呼び名が異なるごとに３個に１個の割合で測定する。
圧縮強度試験	曲げ強さを含めて１００個又はその端数に１個の割合で JIS-A-1106、1108 の試験	曲げ強さを含めて１００個又はその端数に１個の割合で JIS-A-1106、1108 の試験	原則としてコンクリート 150 ㎥に１回 JIS-A-1108 の試験	原則としてコンクリート 150 ㎥に１回 JIS-A-1108 の試験	原則としてコンクリート 150 ㎥に１回 JIS-A-1108 の試験	原則としてコンクリート 150 ㎥に１回 JIS-A-1108 の試験
空気量・スランプ試験		原則としてコンクリート ５０㎥に１回 JIS-A-1101、1118 の試験	原則としてコンクリート ５０㎥に１回 JIS-A-1101、1118 の試験	原則としてコンクリート ５０㎥に１回 JIS-A-1101、1118 の試験	原則としてコンクリート ５０㎥に１回 JIS-A-1101、1118 の試験	原則としてコンクリート ５０㎥に１回 JIS-A-1101、1118 の試験
シュミットハンマー試験（Ａ試験）	呼び名が異なるごとに１０個又はその端数に１個の割合で測定する。	呼び名が異なるごとに１０個又はその端数に１個の割合で測定する。	呼び名が異なるごとに３０個又はその端数に１個の割合で測定する。	呼び名が異なるごとに５個又はその端数に１個の割合で測定する。	全個数を測定	呼び名が異なるごとに３個に１個の割合で測定する。
異常を認めた場合のコアー採取による試験（Ｃ試験）		随　時	随　時	随　時	随　時	随　時
配筋の検査	１００個又はその端数に１個の割合で検査する。	１００個又はその端数に１個の割合で検査する。	１００個又はその端数に１個の割合で検査する。	５００個又はその端数に１個の割合で検査する。	１００個又はその端数に１個の割合で検査する。	１００個又はその端数に１個の割合で検査する。
適　　用		現場打の場合は空気量・スランプ試験を行うこと。（Ｃ試験）	必要に応じてコンクリート打設時にコア用ブロックを作成して現場養生のうえ、JIS-A-1107 の試験を行うこと。	必要に応じてコンクリート打設時にコア用ブロックを作成して現場養生のうえ、JIS-A-1107 の試験を行うこと。	必要に応じてコンクリート打設時にコア用ブロックを作成して現場養生のうえ、JIS-A-1107 の試験を行うこと。	必要に応じてコンクリート打設時にコア用ブロックを作成して現場養生のうえ、JIS-A-1107 の試験を行うこと。

４．鋼材の規格・材料検査

鋼材の種類	規	格	鋼　材　記　号
構造用鋼材	ＪＩＳ－Ｇ－３１０１	一般構造用圧延鋼材	ＳＳ４００．ＳＳ４９０
	ＪＩＳ－Ｇ－３１０６	溶接構造用圧延鋼材	ＳＭ４００．ＳＭ４９０．ＳＭ５２０． ＳＭ５７０
	ＪＩＳ－Ｇ－３１１４	溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材	ＳＭＡ４００．ＳＭＡ４９０． ＳＭＡ５７０
鋼　管	ＪＩＳ－Ｇ－３４４４	一般構造用炭素鋼管	ＳＴＫ４００．ＳＴＫ４９０
接合用鋼材	ＪＩＳ－Ｂ－１１８６	摩擦接合用高力六角ボルト 六角ナット、平座金のセット	Ｆ　８Ｔ．Ｆ１０Ｔ
	ＪＩＳ－Ｇ－３１０４	リベット用丸鋼	ＳＶ３３０．ＳＶ４００
溶接材料	ＪＩＳ－Ｚ－３２１１	軟鋼用被覆アーク溶接棒	
	ＪＩＳ－Ｚ－３２１２	高張力鋼用被覆アーク溶接棒	
	ＪＩＳ－Ｚ－３３１１	鋼サブマージアーク溶接材料	
鋳鍛造品	ＪＩＳ－Ｇ－３２０１	炭素鋼鋳鋼品	ＳＦ４９０Ａ．ＳＦ５４０Ａ
	ＪＩＳ－Ｇ－５１０１	炭素鋼鋳鋼品	ＳＣ４５０
	ＪＩＳ－Ｇ－５１０２	溶接構造用鋳鋼品	ＳＣＷ４１０．ＳＣＷ４８０
	ＪＩＳ－Ｇ－５１１１	構造用高張炭素鋼及び 低合金鋼鋳鋼品 （低マンガン鋼鋳鋼品）	ＳＣＭｎ１Ａ．ＳＣＭｎ２Ａ
	ＪＩＳ－Ｇ－４０５１	機械構造用炭素鋼材	Ｓ３０Ｃ．Ｓ３５Ｃ
	ＪＩＳ－Ｇ－５５０１	ねずみ鋳鉄品	ＦＣ１５０．ＦＣ２５０
	ＪＩＳ－Ｇ－５５０２	球状黒鉛鋳鉄品	ＦＣＤ４００
線　材 線材二次製品	ＪＩＳ－Ｇ－３５０２	ピアノ線材	ＳＷＲＳ
	ＪＩＳ－Ｇ－３５０６	硬鋼線材	ＳＷＲＨ
	ＪＩＳ－Ｇ－３５３６	ＰＣ鋼線及びＰＣ鋼より線	丸鋼：ＳＷＰＲ１ 異形線：ＳＷＰＤ１ ２本より線：ＳＷＰＲ２ ７本より線：ＳＷＰＲ７
鋼　棒	ＪＩＳ－Ｇ－３１１２	鉄筋コンクリート用棒鋼	Ａ種１号：ＳＢＰＲ785／930
	ＪＩＳ－Ｇ－３１０９	ＰＣ鋼棒	Ａ種２号：ＳＢＰＲ785／1030 Ｂ種１号：ＳＢＰＲ930／1080 Ｂ種２号：ＳＢＰＲ930／1180

※　品質管理基準の規定によって全部又は一部の材料及び数量をＪＩＳ規定に基づき適宜検査を行う。

５．公的試験機関での品質管理試験の実施について

品質管理基準により義務付けられた品質管理項目のうち、次表に示す項目については、公的試験機関（注１参照）で試験を実施するものとする。

公的試験機関による品質管理試験項目一覧表

工　　種	試　験　項　目	試　　験　　基　　準	適　　用
セメント コンクリート	圧縮強度試験	・荷卸し時１回／日以上、原則として１５０㎥（構造物の重要度と工事規模に応じて打設量２０㎥～１５０㎥）毎に１回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。但し、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミクストコンクリートを用いる場合は、原則として全運搬車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全運搬車を行うが、スランプ試験の結果が安定し良好な場合は、その後スランプ試験の頻度について監督員と協議し低減できる。 ・早強セメントの場合は必要に応じて１回に付き３個（３日強度）を追加で採取できる。 ・鉄筋コンクリートの重要構造物（注：参照）については打設日１日につき２回（午前・午後）とする。	供試体の試料は荷卸し場所にて採取し、標準養生とする。 ・供試体は１回につき６個採取（７日強度及び２８日強度、各３本） ・小規模工種※で１工事当たりの総数量が５０㎥未満の場合は、１工種１回以上の試験、又は、レディーミクストコンクリート工場の品質証明書のみとすることができる。※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ１m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工事及び特記仕様書で指定された工種。）
	曲げ強度試験	コンクリート舗装の場合に適用し、打設日１日につき２回（午前、午後） なお、供試体は１回につき３個採取（２８日強度３本）	
鋼材ガス圧接	引張試験	１）手動ガス圧接の場合 工事着手前に作製した試験片５本 ２）自動ガス圧接の場合 工事着手前に作製した試験片２本 ※　試験片の作製は鉄筋径毎に行う。	試験片の作製は、圧接者、圧接装置、鉄筋の端面処理、加熱時間等実際の作業と同一条件で行う。

河川・海岸・治山・道路土工	土の締固め試験	５００㎥以上の盛土を行う工事で、当初及び土質の変化時の試験（路床と同一材料の路体盛土は、路床の品質管理試験のみでよい）。	河川、海岸、治山の盛土及び道路の路体盛土材に適用する。
	修正ＣＢＲ試験	道路の路床工事の盛土材で、当初及び土質の変化時に行う試験。	土の締固め試験も必要。
路床置換工	置換材料の修正ＣＢＲ試験	道路の置換材料について、当初及び材料の変化時に行う試験。	
転圧コンクリート舗装	曲げ強度試験 （作成供試体ー現場施工）	打設日１日につき２回（午前、午後）の、材齢２８日の強度試験。	供試体は打設場所で採取し、１回につき３個とする。
アスファルト舗装	コアー密度測定試験 混合物のアスファルト量抽出試験 混合物粒度分析試験	交通量区分がN7、N6、N5（注７）の場合について、車道の各層毎に１回、３個のコアーを採取して行う試験。 但し、１工事（各層毎）の混合物の使用数量が５０ｔ又は舗設面接が４００㎡未満の場合は、省略することができる。	路肩、取付け道路は除く。
	ホイールトラッキング試験	改質アスファルト使用の場合は、１工事につき１回（複数層に使用の場合各層毎）施工前に作成した３個の供試体で実施する試験。（注５参照）	
地盤改良・固結工	土の一軸圧縮試験	改良体５００本未満については３回、５００本以上については２５０本増える毎に１回を追加して行う供試体の試験。	試験１回当たりの供試体の作成は３個である。
補強土壁工	土の突固め試験	当初及び土質の変化時に行う試験。	
法面吹付工	圧縮強度試験	吹付１日につき１回行う試験。なお、テストピースは、現場に配置した型枠に施工と同時期に吹付けたコンクリート（モルタル）を現場放置後に切り取ったコアー¢５cmとし、７日強度と２８日強度の双方各３本を対象とする。	供試体は、キャッピングすること。
現場吹付法枠工	圧縮強度試験	吹付１日につき１回行う試験。なお、テストピースは、現場に配置した型枠に施工と同時期に吹付けたコンクリート（モルタル）を現場放置後に切り取ったコアー¢５cmとし、７日強度と２８日強度の双方各３本を対象とする。	供試体は、キャッピングすること。

（注）１．公的試験機関とは、（財）福岡県建設技術情報センター、（財）九州環境管理協会、（財）建材試験センター（財）日本品質保証機構、（社）九州機械工業振興会、及び他県の直轄試験場・技術センター等や大学をいう。なお、公的試験機関での試験実施が困難な場合は、監督員の承諾を得て、その他機関（注２）を受注者立会のもとで利用できるものとする。

２．その他機関とは、試験、検査及び管理などの業務を実施する技術者を有し、ＪＩＳに基づく試験をＪＩＳ基準に適合した試験機材等を使用し、実施できる機関をいう。

３．品質管理上の重要構造物とは、ＰＣ桁（工場製作は除き、間詰め・横桁は含む）、鋼橋のＲＣ床版、ＲＣ橋、井筒、水門、樋門等、共同溝、橋台、橋脚、擁壁（高さ２ｍ以上）、本堤・副堤（治山工事）その他これらに類するもの及び設計図書等に示す構造物とする。

４．単純オーバーレイ工事は対象外とする。（切削オーバーレイ工事は対象とする。）

５．アスファルト事前審査制度の認定を得た改質アスファルト混合物については、ホイールトラッキング試験を省略することができる。

６．項目一覧表以外の品質管理試験であっても、監督員の指示により公的試験機関での試験が必要となる場合がある。

７．交通量区分は舗装設計便覧による。（例：N5　日交通量 250 台以上）